

造林公社問題検証委員会 第7回会議議事録

日 時：平成21年(2009年)6月16日(火) 13:00-17:30

場 所：滋賀県庁 東館7階 大会議室

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員

高田委員(副委員長)、辻委員、浜田委員、

真山委員(委員長)、吉田委員

1. 開 会

(司会)

時間となりましたので、ただ今から造林公社問題検証委員会の第7回会議を開催させていただきます。

2. 滋賀県琵琶湖環境部長挨拶

(琵琶湖環境部長)

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回は、これまでの論点と議論をまとめた中間まとめ案についてご検討をいただきましたが、改めて書面でご意見をお願いしましたところ、多くの意見をいただき、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

この中間まとめにつきましては、これと並行いたしまして、県民の皆さんに説明責任を果たすという観点から、報告作成に向けた参考とするため、先月22日から意見募集を行ったところでございます。この結果、県内外から164人もの方々から多くのご意見をいただきました。

また今日は、傍聴の皆様方からもご意見を伺うことといたしておりますが、これもお忙しい中ご参加をいただきまして、どうもありがとうございました。

改めてこの造林公社問題に対する関心の高さと、検証の役割の大きさを痛感しているところでございます。

今日はこうしたことを踏まえまして、報告書素案の作成に向けてご協議をいただくこととなっております。事務局といたしましても、委員会で求められておりました資料の提出、補足説明など、報告書作成に向けて真摯に対応してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、公正・公平なお立場から、忌憚のないご議論、ご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

定足数確認・事務局出席者紹介

(司会)

本日のご出席委員は、委員が少し遅れておりますが、現在7名で、追ってお一人がご出席予定となっておりますので、設置要綱に照らしまして会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、事務局といたしまして次第となっております資料の2ページでございますように琵琶湖環境部長以下関係職員が出席しております。

また、造林公社からも副理事長以下関係職員に出席を求めていますのでご報告を申し上げます。

なお、本日は滋賀県議会造林公社問題対策特別委員会の調査活動といたしまして、関係県議会の皆さんも傍聴されることとなっておりますので、お知らせいたします。

資料確認

3. 議事

(1) 報告(素案)について

(委員長)

お忙しいところ委員のみなさんにはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は内容も盛り沢山で、時間も限られておりますので、早速審議に入ってまいりたいと思います。

では次第に従いまして、「(1) 報告(素案)について」を議題といたします。

前回、これまでの論点と論議の中間まとめ案を基に、委員会として何を重要な問題と捉えて、それをどう考えるのか、つまり、メリハリをどうするかということについて主に論議してまいりました。それを受けまして、委員の皆さんから、概ねこういうことではないか、というお話をいただき、私の方でまとめさせていただき、これに基づいてコンパクトな要約を最初に付けるということになりまして、その案は委員長から提案するというようにさせていただきました。

一方、中間まとめ案につきましては、前回の論議の他、改めて各委員から書面でご意見をいただいております。そこで、本日は、先ず報告の構成を確認した上、各委員の意見を反映して、事務局で中間まとめ案を修正したものについて説明を受けたいと思います。

なお、県民の皆さんへの県の説明責任を果たすことが、この検証委員会の一つの目的ですので、一般の方が何を問題とっておられるのかということをお聞きし、報告をまとめる参考とするため、書面で意見を募集しておりまして、併せてその状況の説明を受けたいと思っております。

その後、前回に要約ということでお話をしておりましたが、今日の資料にもありますように、実際には要約というよりは、「造林公社問題についての認識と見解」というような形で、別冊7にまとめてございます。それについて、後ほど私のほうから提案

させていただきたいと思います。

また、本日は傍聴者の方から意見をいただく機会を設けることになっておりますので、それをその後、行いたいと思います。

その上で、今後、報告の案に向けてどのようにしていくのか、まとめてご議論をさせていただきたいと思います。

そうということで、先ず事務局の方から、委員の意見による前回資料の修正について、ご説明をお願いします。

(事務局)

(別冊2により、報告書の構成案を説明)

(別冊5により、県民から提出された意見を説明)

(別冊6により、6月10日の県議会造林公社問題特別委員会での意見を説明)

(別冊3、4により、各委員からの意見と第2部へのその反映(案)について説明)

(委員長)

今、意見に対する修正点などについてご説明いただきましたが、議論は後でまとめてさせていただきますので、続きまして、私の方でまとめました要約と申しますが、今回の資料のタイトルは別冊7にあります「造林公社問題についての認識と見解」を説明します。

当初は、第2部を要約するというような形で書こうと書いていたのですが、単に要約することになりますと、第2部と同じようなものが繰り返される、ただ短いだけとなるので、前回の委員会でのご承認内容とは若干違ってしまったのですが、私自身がこの委員会での審議、あるいは委員の皆さんのご意見や資料を見せていただいたことを踏まえまして、私なりにとりあえずまとめてしまうということにいたしました。従いまして、委員の皆さんと見解と違う部分、認識と違う部分も含めまして、いろいろ問題があると思いますので、これをたたき台にしてご検討をしていただければ、という趣旨でございます。

この別冊7は、あくまでも私が個人的に書いたものでございまして、委員会の意志、あるいは意見という段階のものではございません。資料にもありますように、委員会がこういうことを言っているとか、こういうことが論議されているということでは決してありません。本日は、傍聴あるいは報道機関の方が沢山いらっしゃいますが、引用や参照をこの資料からされることはお慎みいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

この全体の内容ですが、後半の終わり近くの10から11ページ、そして12から13ページに点線で囲った部分がございます。この部分は、特にこれまで委員会で十分検討したとか、意見が出ていたということではなく、あくまでも私がこの報告について、どうするかということを書き起こしたことでございますので、この部分については、今言いましたように、とりわけ私案の要素が強い部分です。従いまして、点線で囲っている部分につきましては、委員会の方でご審議いただきまして、内容を固めていきたいと思っております。

それともう一つお断りしておきたいのですが、委員の皆さんの資料では、その点線の部分の中で黄色のマーカーの付いている部分があるのですが、この部分は委員限りということでお配りしております。この部分については、私の意見ですが、果たしてこれでよいのかどうか、委員の皆さんのご意見を伺った上で、ここは削除するなり書き換えなどをする可能性が高い部分ということでもありますので、資料として区別させていただいております。その点、皆さんのご了解をお願いしたいと思います。

それでは、内容について簡単にご説明をしますが、1ページに戻っていただきまして、全体の構成といたしまして、そもそもこの検証委員会は何をするべきなのかということを考えているのですが、その前提としまして、やはり県民の疑問に答えなければ意味がないので、1部では一般の県民の人が読んで、何が問題だったのか、どこがどうだったのかということが、できるだけ分かりやすくということで、委員会の皆さんがお認めいただける範囲で、できるだけ思い切った表現ではっきりと物を言おうということです。ただし、やはり検証委員会という性格上、根拠もなく事実経過などの確認もなく言うのはいけないので、どういうことを検証して、どんな資料に目を通してこういう結論になったのかということを見ることを目的としているのが第2部です。

従って、第1部は委員会の見解ですので、意見にわたる部分が多数含まれるわけですが、第2部の方は、委員会で出た意見はもちろん取り上げていただいているのですが、資料やいろいろな証言等から、そこまでは言えないということについては、2部ではほとんど書かれていない、という性格分けをしております。前回委員の皆さんに見ていただいたり、県民の皆さんに広く公開されていましてのは第2部です。提出された意見の中にも、いっぱい論点があってよく分からないとかということがあったのですが、説明資料的な性格が強いのが第2部だというようなことです。2部の内容については、これからまた修正すると大変ですので、それについては必要最小限の手直しにして、委員会の意志、ないしは見解、意見という部分は1部でどんどん書き込んでいくことにしたいと思いました。従いまして、先程言いましたように要約というよりは少し長いものになってしまいました。

2ページの2から本題に入るのですが、委員会にも出ておりましたことに従いまして、基本的な視点として3つの視点を設定しています。

2ページの真ん中にあるかと思いますが、第1の視点としては、そもそも造林公社を作って、農林漁業金融公庫から融資を受けて造林をするというやり方、枠組み、これ自体に何か問題があったのではないかと、つまり最初から、そもそも問題があったのではないかとということについての視点です。

それから2番目の視点は、最初はともかくとして、実際にそれを動かしたプロセスで、どんどん債務が拡大していくという状況の中で、チェックやストップというようなことがなぜできなかったのかということを検証する視点です。

そして、実際にこれだけの債務が発生した債務処理の方法に問題はなかったのか、他のやり方はなかったのかという3つの視点で検証するということを述べております。

そして3ページにまいりまして、第1の視点の検証です。先ず、拡大造林の推進その他はどうだったのか、ということについて述べております。

現在のいろいろな知識、情報、あるいは価値観などから見ると、問題点はもちろん

あると思いますが、この部分については、拡大造林そのものを根本的に否定することは書いておりません。ただ問題は、こういうことを仮にやるとしても、その政策手段として、果たしてどうだったのかということが、むしろ今回の問題を考える上では重要ではないかということです。しかし、拡大造林の適否については、私はあまり自信がありません。もう少し言うべきではないかという気もしております。また後ほどご意見をいただければと思います。

2番目は、分収造林方式の適否ということについて述べておりますが、この分収造林は、説明どおりうまくいけば、本当にみんなが得をするという大変美しい話ですが、実際に森林にそれだけの収益が見込めるのかという意味で、ビジネスモデルとして適切なものであったのか、ということが問題になるわけです。少なくとも、滋賀県造林公社が担当するような地域については、分収造林というようなビジネスモデルは、うまく回っていかないのではないかという、そういうことが言えたはずだ、ということをお述べております。特に、先程の説明の中にもありましたが、林業利回りというような明確な利益の計算をしっかりとやっていればともかく、そういうことは今回資料作成の中で事務局の方でいろいろ計算をやっていただいたのですが、これは今回初めてやったことであって、スタート時点では、このような発想でちゃんとした計算をするということも行われていなかったと思われまふ。そういう点で、やはり最初に問題があったということで、この方式自体にも問題があったということをお述べております。

3番目ですが、今度は公社を作ってやる、という公社方式はどうだったのかということです。政策が仮に妥当なものとしても、その手段として、あるいは実施主体として、公社を使うことの善し悪しということについての検討です。このことについては、結論的に言いますと、そもそも公社には組織形態としていろいろ問題がある。特に、5ページの最初の段落ですが、問題がいろいろあって、さらに公社を融資の受け皿として使ったということであるので、非常にリスクが大きい経営の仕組みを使ってしまったわけですから、だとすれば、相当しっかりとしたチェックをしなければいけない。従って、チェック責任と言いますが、しっかりと公社の経営がうまくいっているのか、事業内容が適切なのかということをチェックすることが重要であるわけで、その点で、県は公社の監督の立場があるので、県の責任は非常に大きいということをお述べております。

この次の(4)は、かなり重要になってくるのですが、今度は公庫融資というこの方式の適否について述べております。この部分については、皆さんもご承知のように度々論議が出ておりますように、元々公社には何の資産もなければ財産もないというようなところで、運転資金から始まりまして、全ての資金を融資に頼る、外部資金に頼るというような組織です。そこに対して、超長期の事業を進めるための融資をするというようなことであれば、当然貸し手側が借り手側に対して、非常に厳密に慎重な審査を行うべきではないか。そのことがちゃんとできていなかった。この点につきまして、公庫から具体的にどういう審査をしたのかということについては、詳しい資料をいただくことができなかったため、どのようなチェック、あるいは審査のどこにどのような問題があったのかということについては、明確には言えないのですが、ただ、公庫から出た資料だけで判断しても、民間の金融機関と比べて、やはり甘い、あるいは十分なチェックになっていないというようなことは言えるのではないかと思います。そういう意味で、や

はりこの間、問題が深刻化していく中で、公庫の金融機関としての貸し手責任というものは非常に大きいということを述べております。

6ページの小括で、この第1の視点としての結論を述べているわけですが、分収造林を、公庫融資によって、公社によって実施するという、こういう一つのビジネスモデルですが、これはやはり最初の段階から既にある種、誤りだったのだろうと言えます。ただ、これは後から考えればという面もありますので、仮に判断ミスがあったとしても、それを止めるということが制度的に確保されていれば、傷口がこんなに大きくならなかったわけです。そういう意味でも第2の視点が重要になってくるということを言っています。つまり、事業を実施したプロセス、途中でのチェックということです。

ただこの中でも、やはり資金という点で公庫の公社に対する融資というものは、非常に大きな意味を持っていますので、それに関わっている公庫の責任や役割の重要性、重大性というのは非常に大きいということを述べております。

7ページから第2の視点について述べております。第2の視点は、途中で見直しや中止ができなかったのかということですが、ここで一つの時代の節目とか大きなでき事があったということで、見直しができたとされる時点というのを、とりあえず私は2つ挙げているのですが、1つは、公庫による造林が始まったかなり早い時期、昭和40年代前半から後半にかけてです。この頃、既に木材市場が非常に不安定になってきておりまして、将来的に本当に公社の思惑どおりに収益があがっていくのか、ということに疑問が出てくるというような状況があったわけです。本来ならこの辺で見直しが不可能ではなかったと思われまます。ところが、47年にいわゆる琵琶湖総合開発計画が策定されて、びわ湖造林公社ができて、さらに拡大造林を今までと同じようなパターンで進めていくということが行われて、滋賀県の場合はまさに傷口を大きくしてしまったというようなところが問題としてあったということです。2番目のポイントとしては、50年代に社会情勢、経済情勢がかなり変わっていて、当初の目的や見通しというものは相当変わっている時点で、また見直しや検討ができたのではないか。しかし、この部分についても十分なことが行われなかったということを指摘しております。

それでは継続的なチェックは誰の責任だったのかというのが2番目であり、それは結局のところ、全ての関係者に当然あるのですが、特にこの膨大な累積債務が発生してしまったという、この今回一番問題となっているこの部分に注目すれば、当然、そこは融資の問題がクローズアップされなければならないわけですので、その部分のチェックがどのようになっていたのかということが一番のポイントになります。となれば、当然、大半の融資は金融機関である公庫からですので、公庫の貸し手が借り手に対して行うチェックが問題になってきます。経営自体や事業計画に対する十分なチェックができていたのかとなると、そこがやはり不十分で、少なくとも結果を見る限り、十分なチェックがあったということは、とても証明のしようがないというふうに考えられます。であるとすれば、返済不能状態に陥ったというような場合には、貸し手側にも何らかの責任が発生する、ただ返せというようなことだけでは済まないのではないかと、というような視点で述べております。もちろん、公庫だけで全ての責任ということではないわけで、国や県の責任もあるわけですが、この辺の問題につきましては9ページの方で申し上げます。

第2の視点の小括を9ページにまとめておりますが、造林公社が累積債務の返済不能状態に陥ったということについて、もし何かの経済の激変が要因であった場合はやむを得ないですが、そうではなくて長期間にわたってどんどん融資が続けられ、それが積もりに積もったということであるという以上は、その融資に関わる者の責任が一番大きい、つまり公庫の責任が大きいと言わざるを得ないということを述べております。ただ公庫というのは、独立した金融機関とはいうものの、いわゆる政府系金融機関であって、公社への融資は政策融資という形を取っていますので、当然、国の責任も公庫と並んで非常に大きいということは言うまでもありません。ただ公庫は、あくまでも金融のブロ集団であり、金融機関であるわけですから、融資についてのチェックということの責任は、やはり逃れないのではないかと述べております。

10ページからは第3の視点です。この部分は先程も言いましたように、この委員会で、時間の関係もありまして、累積的債務処理の詳細な検討や意見、論議があまりできていないわけです。従って今回の私のただき台で言っているようなことでよいのかどうかということ、またご論議していただく必要があるのかなと考えております。

最初に、累積債務の処理における公社の当事者能力ですが、公社には実は当事者能力が事実上ほとんどない。解散をしようと言っても、公社が独自に判断をして解散できるわけでもないということから、まさに当事者能力がないということにならざるを得ません。前の方で言っていますが、このような当事者能力がないところに経営を行わせているということ自体が問題ですが、ここではとりあえず、公社にあれやこれや指示しても実際には有効な解決策が出てこないということを言っております。

そこで、次に点線で囲んでいる部分ですが、県の取り組みを問題としなければならぬのです。県も、造林公社問題とは、公社で背任があったとか使い込みがあったとかということを行っているのではなくて、むしろ、いわゆる構造的な問題、原因があるというような対応をしておられます。その点は、いろいろと国に対して、公庫に対して債務の返済猶予などをお願いされている中でも読み取れることではあります。

しかし、10ページの一番下の段落ですが、私の見る限りでは、この間の動きというのは、どちらかといえば返済を迫られているという緊急対応の色彩が強くて、抜本的な問題がどこにあってどうすればこの問題が解決できるのかということについて、慎重に検討するということになされるというよりは、この返済をどうするのかという対応に集中していたということで、10ページに下にも書いてありますように、「本来なら、造林公社問題検証委員会のような第三者機関をもっと早く設置し、この問題の原因とメカニズムを解明した上で、責任の割合に応じた負担のあり方を主張していく」というような戦略といいますか、戦術といいますか、そういうものが必要ではなかったのかということを指摘しております。

しかも、私は個人的に問題だと思っておりますのが、11ページの「事態をより深刻にしたのは」と書いてある段落ですが、県が公社と一緒に債務を返していくというような、いわゆる重畳的債務引受ということを決めて、県議会に予算案まで出しておられるわけですが、これに対して、総務省から「違法性の疑いあり」というようなことを指摘されて、今回の資料というより新聞報道によればというようなレベルの話で恐縮ですが、ある意味、早々に撤回をしてこの件を取り下げってしまったというような状況

があります。重畳的債務引受というやり方がよいのか悪いのかということについては、ここではあまり言及をしておりませんが、2つ問題があると考えて書きました。

1つは、仮に違法性があるということであれば、そういう手法を安易に取ってしまったことが、本当によいのかという問題があります。もう1つは、仮に違法性があるという指摘が国からあるとしても、それに対して、もし本当にこれしかない、これがよいと考えるのであれば、もっと国と争うべきではないか。さっさと撤回をしまして、結局、手詰まり状態になってしまうという点で、問題があるのではないかとということをお述べております。つまり、もっと戦略を持ち、早い時点から、国の責任、公庫の責任、あるいはそれ以外の関係者の責任、もちろん県自らの責任も踏まえて、どういうところでこの問題が起こったのかということをおちゃんと検討して、それに応じた負担のあり方というものを提案していくというようなものを、きちっとやらなかったという点が、県の対応の問題ではないかというふうに私は考えております。債務を返済しろと言われた時に、そのようなものは知らないというような悪い債務者ではないのですが、その限りではよいのかもしれませんが、今回の問題の根底にあるもの、あるいはそれぞれの責任ということをお考えた時に、県が単に契約上、損失補償をしているから払うしかないというような対応では、まずいのではないかとことを指摘しております。

次に11ページの下に国と公庫の対応ですが、国には政策判断上のミスがあったことを繰り返し指摘しております。従って、やはりこの債務処理の段階でも、国はそれに見合った責任を果たさないといけないのではないかとことを述べております。ところが、国は問題が表面化するにつれて、だんだんこれは公庫と公社の民間と民間の、いわゆる民間関係であるというような形で、積極的な問題解決をしたというようなことは見られません。つまり、サジを投げたというか、他人に預けてしまったというような形で、この対応は恐らく滋賀県民だけではなくて、一般の国民も事情を知らば納得しないのではないかと思います。融資という観点では、やはり公庫の責任を、改めてここでも問題にしないでならないのではないかと思います。先程も言いましたように、返せないと言ったら、では保証人に払ってもらいますというような単純な融資ではないのではないかと思います。つまり、個人のために何らかのお金を貸し付けたわけではなく、政策金融として一応公共目的などを勘案して融資をしているわけですから、ここは仮に返済ができなくなった場合には、その政策目的なども照らしてその判断ということも考える必要があるのではないかとことを述べております。そういうことから、県の対応、それから国、公庫、それぞれに問題があるということをお述べております。最終的に、国や公庫が滋賀県の造林公社については、県に負担してもらうしかないというような事態に至ったのは、この委員会でも意見が出ていましたが、全国の同じような林業公社に対しても、全て債務の圧縮や債権放棄のようなことをやらなければならないという、大変話が大きくなってしまおうというようなことを危惧していたと思われまして、そもそも行政は間違わないのだという無謬性というようなことが、どうも前提になっていた。そのために、国は責任を認めるというようなことはしなかったし、今後も政策融資の失敗だということをおどこにも認めようとしないということが、ツケを全て県民に押しつけることになってしまった、というような点を問題として指摘しております。

最後12ページに全体の結論ということをお述べておりますのは、今回の造林公社問

題というのは、基本的には国の方針の下で進められたもので、そもそも民間で経済的、経営的に成り立つような所ではない所の造林というものを公社によって進める。資金源としては補助金ももちろんありましたが、特に滋賀県の場合は融資ということで進められてきたということに、そもそも問題の発端があるということで、スタート時点での政策上の選択ミスがあったということを指摘しています。

しかし、やはり超長期の事業ということからすれば、出発点の間違いはさておくとしても、その後のチェックや見直しがされるということが期待されたのですが、そこでも関係者の責任が果たされていなかった。ここで問題がどんどん深刻化するばかりであったということでもあります。そういう意味では、国と公庫というのは、非常に大きな責任を負うのですが、当然、県と造林公社は当事者ですので、責任を逃れることはできません。しかし、先程も言ったように、公社には当事者能力がほとんどないということなので、問題の責任の大半は県にあると言わざるを得ないと思います。ここでは「百歩譲って」と書いていますが、最初の段階で県が国の政策に同調したということが、当時の時代からしたらやむを得なかったとしても、その後の見直しやチェックということで、有効に対策を打たなかった県の政策上の責任が、かなり大きいと言わざるを得ないと思います。

その次、また私の個人的な意見ですが、やはり特に県の責任が大きくクローズアップされるのは、累積債務問題が表面化した以降の債務処理の対応において、もう少し地方自治体として、国に政策論争や法律論争を挑むくらいの気迫や実力というものが期待されていたと思います。県民負担をどうすれば減らせるのかというような、もっと交渉力や論争というものが必要ではなかったかというように考えています。

以上のように、事業を始める段階、継続的に実施されていた段階、それから債務処理の段階という3つのステージが大きく取り上げられるわけですが、それぞれの段階で責任の大きさは違っており、割合に変化があると思います。それでは何パーセントの責任割合があったのかということを経験委員会の資料やいろいろな状況証拠から明確に言うことはできない。それだけの権限や時間がこの委員会にはないので、そこまでは明確には言えないのですが、ただ融資は民法上の契約という形で行われております。県は損失補償をしていますから、公社が返せなくなったら県が返すのは当たり前と言われればそれまでの枠組なのですが、しかし今ずっと検討してきたことを考えますと、滋賀県民がその債務の全て、あるいは大半を負担するという結果になることが、本当に社会的正義なのかということに大きな疑問があるということを言っております。

最後に、私の個人的な希望的な見解ですが、国を含めて全ての関係者、要するに公庫や公社、滋賀県、それから下流団体ですが、それぞれが自ら責任の主體的に認めて、その責任の割合に応じた処理や対応をするということが求められるのではないかと。政策決定と政策実施、さらには結果に対する責任というものをそれぞれが自覚して、国民、県民の一般常識で納得が得られるような対応を取るというような新しい行政スタイルが今後採られて、問題が根本的に解決するということを期待するというようなまとめ方で終わりました。

ちょっと長くなって恐縮ですが、一応この第1部の内容はそのようなことを中心に述べております。この内容につきましてもまた委員の皆さんからご意見をいただきたい

と思います。

ずっと説明を聞いていただいて、お疲れで恐縮ですが、今日は更にここで傍聴者の方からご意見を伺うことを予定しております。そこでこれからご意見を伺いたと思いますが、大変時間が限られておりますので、最初に今日ご発言をご希望される方の人数を把握したいと思います。本日傍聴の方で、意見を述べたいという方、挙手をお願いできますでしょうか。

(傍聴者3人が挙手)

では、本日3人の方がご希望されております。それでは、3人ですので、お一人5分ということで時間を区切らせていただきます。

なお、いただきましたご意見は、本日後半の論議を始め、報告書をまとめていくにあたりまして、参考にさせていただきたいと思っております。ただ、今日ご発言いただいたそれぞれにつきまして、直接回答やコメントはいたしませんので、その点あらかじめご了承お願いいたします。

それでは、こちらの方からお願いします。時間は係の者が示しますので、それを目安にしながらご発言をお願いします。もし、お差し支えがなければ、ご所属やお名前をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(傍聴者)

意見を言わせていただきます。私は と申します。

今は、町会議員もしておりますし、環境のことに長年携わってきましたので、非常に関心を持っております。コメントや意見は出さなかったのですが、大筋理解はできました。

私は長い間、伊香郡の造林公社の動きを40年代からずっと見てきました。もちろん山に入っておりますから状況も分かりました。私は、ここの意見をずっと見ていますと、造林公社の経営上の問題が主に論じられていますが、植林をまかせた、私の家もそうですが、そういう多くのまかせた人が読んだ時に、すつんと来るかなという面に、惜しい思いをいたします。というのは、やはり滋賀県は北と南では全然違って、南の方は大した雪もないし、伐採なんか十分できないとしても経済的にそれぞれ成長していますが、北のところの植林は失敗している場合が多いです。

これは、昭和40年代に、今は88歳の名前は言いませんが、その時代まで県のトップにおられた林務関係の人の話を聞いていても、前々から海拔6百メートル以上の湖北は一切植林を禁じてきたわけです。ところが、造林公社が始まってから1千メートルの所までヘリコプターで苗を運ぶというようなことが始まって、拡大造林が起きるわけです。

私が申し上げたいのは、経済性がある所については何も問題がないでしょうけれども、ブナ林の原生林を皆伐してそこに植林をしているというやり方が、北の方です。そして今どうなっているかというと、30年経ちました。去年も今、県の方が柳ヶ瀬とか椿坂の村に行くと、30年経って契約が守れないから延ばしてくれ、と言って回ってお

られます。そのような話が私のところに入ってきます。当然そうなるのですが、その跡地がどのようになっているかと言えば、結局植林が失敗をして、そして全部スギが倒れ、そして雪崩が起き、その結果どのようになっているかと言えば、雑木林が生えている。そうすると30年間は何であったのか。結局造林をしなかったらよいというふうに地域の方は見ているわけです。それに対する答えが出てこないから、そのことについて何だったのか。私はお金と言いますか、造林公社の6百億円近い借金のこともあります。そういうふうなソフト面というか植林の指導というか、そういうことの重大なミスが行われてきていた。このことをやはり陳謝するとか。これはその当時、お前は知っていながらどうしていたのかと。言う人は言っていました。その当時は、琵琶湖総合開発が走っている中ですから、そのような声は十分に聞いてもらえる時ではなかった。そのことが何とかして、ここに書かれていないと、すんとこないだろうと思いましたが、そういう項目がないので、ちょっとその事を追加していただければありがたいというふうに思いました。

(委員長)

どうもありがとうございました。それでは次の方をお願いします。

(傍聴者)

検証委員会の皆様にはご苦労さんでございます。私は と申します。新聞で今日のことを知りまして、寄せていただきました。

実は、私は、単独ではございますが、この造林公社問題の滋賀県の免責的債務引受契約は、政府の財政援助制限の第3条に違反するという事で、大津地裁に訴訟をさせていただいております。何人かの弁護士さんにも相談いたしましたが、損失補償ということは日本全国で一般に広く行われていることであって、私はそれに協力できないという方が多かったので、やむを得ず、私単独で訴訟を提起させていただいております。

その中心点は、平成18年に横浜地裁で、川崎のコンテナというものに対する損失補償を横浜市がいたしました。それは違法であるという判例が出ました。私はこれを基に、県の監査委員にも問題を提起したのですが、県の監査委員の方では、その後熊本地裁や高等裁判所や最高裁判所で地方公共団体の第三セクターに対する損失補償は適法であるという判例が出ているということで、私の住民監査請求は却下されました。

しかし、その中でも書いているのですが、総務省は平成15年12月15日付けで各都道府県知事宛に第三セクターに関する指針に改定についてという文書を、総務省自治財政局長の名前で出しておられます。この中には、地方公共団体が、第三セクターなどへの損失補償は原則として行わないこととするというふうになっておりまして、真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容および必要性などについて十分検討した上で、議会や住民にも十分説明をしてなされるべきであるというふうに書かれております。滋賀県の行政改革対策室にも確認いたしましたところ、確かにその文書は知事宛に来ているということでありました。これを文言どおり解釈いたしますと、損失補償契約はしないことにする、というふうに自治省は指導しておりますので、これに違反するのではないかというのが、私の見解であります。

余談ではありますが、そのことを総務省でそういうことを検討されていた方が、滋賀県に来ておられるということ最近発見いたしました、これは何か取引があったなというふうに考えているところです。

先程委員長から出されました重畳的債務引受につきまして、総務省がこれは違法であるという文書を出したのが、平成20年7月11日であり、その後すったもんだしたあげく、平成20年8月19日付けで総務省自治財政局調査課長さんから滋賀県の総務部長宛に免責的に引き受けることは違法ではない、という文書が出されております。

時間がないと思いますので、この辺の経緯については、機会あり許されるならゆっくりお話をさせていただきたいと思いますが、その8月19日に免責的債務を引き受けることは適法であるという通知がなされまして、その翌日の8月20日には、総務省内でこの地方公共団体の損失補償のあり方についてどうかという検討会が開かれております。その席に、平成15年12月15日に出された、原則として損失補償はすべきではないという文書は資料として提出されているのであります。この1日違いで、前日は適法とし翌日は違法とした文書を出す。この総務省の矛盾した姿勢をこのところを裁判所はどう判断されるのか、そこを主に提訴をしていきたいと思っていますところ。

他にも言いたいところが沢山ありましたが、だいたい今日聞かせていただきまして、非常に問題があるなということは、皆さんの共通の思いであったということで、私、今日参加させていただきまして、ああ、皆さんも一緒なのだということで、ホッとしたところであります。私のそういうふうな単独の行動も含めまして、本当に県民がこれから1,200億円もの財政負担を、この財政が厳しい中で、これ以外の方法がないのかということについては、今後とも皆さんと一緒に考えていき、滋賀県民について、よりよい方法が見つかれば、これが一番よいのではないかとというふうに疑念するところです。ちょっと時間が長くなりまして、申し訳ありませんでした。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、3人目の方どうぞ。

(傍聴者)

委員の皆さん本当にご苦勞様でございます。私は と申します。

先日6月10日の時に、中間報告ということでご報告をいただきました。その時に感じましたのは、1つは要因とそして責任とが、もう少しはっきりさせて欲しいな、というような思いでございました。今日は委員長さんの報告を聞きまして、少しそのあたりは納得と言いますか、すんと落ちるところができてきたのですが、けれど申したいのは、行政と民間は違うというものの、経営はやはり結果責任であると、このように私は思っております。その意味で、最終的な責任というのは、やはり造林公社および県にあるのではないかとというふうに思うわけでありまして。国の施策とか、あるいは市場とかいろいろと問題はありますが、やはり、どこに、いつ、どのような規模で、どれだけの予算で事業展開をするのか、ということを決めてきたのは、全てやはり県および造林公社であると思っております。滋賀県造林公社で、約7千1百ヘクタール、びわ湖造林公社で、約1万2千5百ヘクタール、計約2万ヘクタールと、滋賀県の森林面積の約10

分の1、多くの全国にはこの造林公社がありますが、こういうような大きな大規模造林を計画し実施したのは、やはり造林公社および滋賀県であると思っております。

国の林業施策、あるいは特に国有林では、昭和32年から48年までが木造増産、拡大造林期であり、49年からは、木材の減産、あるいは財政赤字累積改善計画というような時期になってきておりますから、この時からやはり外材輸入が年々増大し、木材価格も年々大きく下がってきているというような状況でございます。

資本資材がない、全額が借入金である。将来の木材収入も確実性のあるものではないことなどは当然分かっていることであり、常識では採算が合わない、厳しい環境にあることは承知をしていただいたのではないかと思います。このことが、どれだけ経営感覚の中にあっただのか、こういうところに、やはり感覚の麻痺があっただのではないかと思っております。

経営の甘さ、組織に欠陥があったことは、この検証委員会でもご指摘されているとおりだと思いますが、意志決定機関であるところの理事会が、知事、市町村長、県幹部、下流団体などで構成されておまして、迅速な意志決定や、それぞれの責任感、責任に対する認識に欠けていたこと、そこへ県の債務保証制度が大きく影響していたものと考えているところでございます。

ですから、いろいろと申しましたが、やはり最終的には、いろいろな要因があったとはいえ、決してその要因によりまして、経営責任が軽減されるものではないというふうに思っております。

また、一方、造林公社、県は、現在も存在し今後も存在し続けます。この検証委員会でいろんな要因を分析していただいておりますが、中途半端なものになりますと、この1,080億円という膨大な借金だけが県民への負担として残ることになります。責任と要因を同列にしておくのではなく、はっきりと区別し、県民に説明責任が果たせることが大切であると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(傍聴者から発言あり)

(委員長)

発言を希望されました方、3名の方にそれぞれご協力いただきまして、だいたい予定の時間内で終わることができました。

ただ今、ご発言をいただきました内容につきましては、ここでコメントやご回答をするということは、先程も言いましたように、特にいたしません。大変な有意義なご意見もいただいておりますので、とりまとめ、あるいはこの後の論議の中で参考にさせていただきます。

それでは、開始から2時間近く経っておりますので、ここで休憩を取りたいと思っております。

(休憩)

(委員長)

それでは再開をさせていただきます。

前半部分で資料等の説明、それから傍聴者の皆さんからのご意見を伺ったわけです。次第に沿ってまいりますと、この次、3番目の議事でありまして、報告案の作成についてということで、この部分についてのご審議をこれからお願いすることになるわけです。

いろいろなところをこれから論議しなければならないのですが、一方で時間も限られておりますので、ある程度論点を整理しながら進めていきたいと思いますが、あまり論点を絞らず、いつものような感じで自由にいろいろご意見をいただければと思います。

念のために確認をしておきたいのですが、最初の説明にありました資料で言いますと別冊2ですが、報告の構成につきまして、基本的には前回ご確認していただいておりますが、今回第1部の性格は、単なる「要約」というものではなくて、ここでは「認識と見解」というようなタイトルに変わっております。説明は事務局からしていただきましたが、この点につきましては、まだ委員会としてご確認していただいておりますので、まずこの構成につきましてこのようなものでよいのかどうか、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。最後にタイトルは変えられますので、とりあえずこれでよろしいでしょうか。

(委員)

前日も議論があったのですが、この委員会の問題検証は確かにこのような形、順序で進めてきたのですが、報告書というスタイルをどうするかです。まあ、結果的には委員長が先程「まとめ」をしてくださったのは大変よいことなわけです。そして、やはり報告書として全体的に読んでもらおうとなれば、「まとめ」に沿って可能な限り事実・事柄を揃え直すということでない、読み手としては大変読みづらいと思います。工夫というものが必要かと思えます。

それから、正当性とか妥当性という言葉で次々と書いてあるのですが、言葉が持っているその重みを踏まえて、妥当とか正当とか、委員会で議論してきたことはないわけです。例えば、拡大造林がそれなりに妥当であったみたいなニュアンスで書かれていますが、いろんな観点での拡大造林論というのがあるわけです。1つ1つの論点整理ということでは分かりますが、そしてこういう形で委員会での議論を進めてきたということではありますが、「まとめ」についての裏付けというものを極力整理して、議論の中身も論議のやり取りなども紹介して、そうでないものは資料集に回すというスタイルをとった方がよいと思います。

(委員長)

今、委員のご発言は2部のまとめ方に関わることかと思えます。もちろん、1部の内容が確定したわけではございませんが、例えば1部で述べている根拠が、2部のところでうまく対応して読めるような対応が必要かと思われれます。そもそも今はそのような構成にはなっていないので、1部で言っていることを2部で探そうと思えば、どこに書いているのか、探さないと分からないくらい関係になっています。

それから2部は、今もご指摘のあったように、事実と分析・評価というような区分にそれぞれの項目に分かれているわけですが、この中で分析と評価にあたる部分ですが、ここで今ご指摘があったように、断定的に書いていることが、果たしてそれで意見が一致してそうだったのか、あるいは正しい判断だったのか、ということについて疑問がある部分もある、というご指摘でしたので、この2部の扱いについて、どのようにするのかについて、後でまとめて構成、内容を含めまして論議させていただきたいと思えます。

そこでまず、2部構成にしまして、1部で委員会としての認識や見解を述べ、2部はそれを根拠付ける資料的な位置付けにするという、この構成自体はこれでよろしいでしょうか。1部のタイトルや2部のタイトルにつきましては、最終的な内容に応じて若干変更するということをご了承願います。そこで、今のご指摘にも関わってくるのですが、とりあえず今回、前回の委員会、それからその後の書面による委員の皆さんのご意見を踏まえまして、2部の内容を変更、修正していただいたわけですが、それについては先程冒頭でご説明をしていただきました。このご説明の部分に限定はしませんが、このような内容でよいのかどうか、この2部の内容、書き方、今、委員からご指摘いただいたことも含めまして、まず論議を進めたいと思えますので、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

報告書がどういうかたち、構成の仕方で作られるのか、それが一番気になっていて、2部の詳細のところはあまりチェックをしなかったのですが、実は林政、林業技術のことについては誤りがいっぱいあります。どうしたものか頭を抱える次第です。また、例えば林業構造改善事業・政策のこともかなり詳細に書かれているのですが、造林公社問題とどう関係するのか。ここに書く必要があるのか、よく分かりません。

「国有林の分収林契約の推進」と書いてありますが、部分林という名前が確か昭和50年代後半になくなったので、こう書いても間違いではないかも知れませんが、別なところで国有林への部分林設定というのが出てくる。注でも付けておかないと報告書の読み手は混乱します。また、注のところですが「択伐とは、主伐の一種で」とありますが、誤りです。択伐には主伐と間伐の区別はありません。それから、「入会林野とは民法で規定する入会権と、地方自治法上の旧慣使用権がある林野をいう」とありますが、地方自治法上のものは入会林野とはいいいません。権利関係が整わないから造林が進まないという歴史的経緯の中でできた法律の通称は入会林野近代化法ですが、正式名称には入会林野等となっている。「入会林野等に係わる権利関係の近代化の助長に関する法律」です。権利主体を近代法に適合するものに整備しながら、公社はこれと分収契約して公社造林を進めたわけです。

県営林の説明も県行造林の説明になっていて誤りです。県有林の経営も県営林に含まれるはずですが。

次の7ページには「人工造林とは」の説明があります。「人工造林とは」ということで、更新という言葉を使わずにやさしく書こうとされたのでしょうか、人工林とは更新が人為的になされることです。確かに「苗木の植栽、種子のまき付け」、これらは更

新を人工的にやるわけですから正しいのですが、人工造林の説明文の最後が、「更新の方法」ではなく、「森林づくりの手法」と記述されて終わっている。しかし「森林づくり」は、人工造林でなくても、天然下種更新してそれを人間の手を加えて育成・保育していくのも含まれるはずで、人工造林施業か天然林施業かという区分の仕方をちゃんと書いておかないと書く意味がないわけです。

要するに、こういうことをこの報告書になぜ書く必要があるのか分からないし、いろんな箇所で、私などの専門の者が読むと大変気になる記述が多々あるわけです。

それから、読み手に大変分かりづらい点をいまま少し指摘しておきますと、7ページにある大きな図についてです。これは分収造林の仕組みの説明図ですから大事なことなのですが、2者契約という形で「土地所有者」、そして他方に「造林者」が大きな枠組みとして書いてあります。造林公社は造林者ということですが、造林者として同じ枠の中には、はるかに大きな字体で森林組合も書かれている。多くの場合、造林者としての森林組合は、森林開発公団の3者契約の場合、森林開発公団と土地所有者と造林者と3者ですが、森林組合のこの場合の造林者は、分収歩合の6対3対1の1の分収主体としての造林者です。2者契約のここでの造林者は、費用負担者兼造林者という意味で書かれていると思いますが、分かりにくいです。造林者のところを「費用負担者兼造林者」と書いた方がよいのではないのでしょうか。そうすると、森林組合が費用負担者になるケースはそんなに無いと思うのですが、他にも気になる記述が沢山ありますが、この辺で止めておきます。

(委員長)

ご専門の立場からお読みいただくと、いろいろなミスあるいは誤解、不適切というか間違いや誤解を生むような記述はあると思います。そういうご指摘をいただいたので、では具体的にどうしましょうかという話になるのですが、皆さん何かアイデアはありますか。

(委員)

読む立場から言えば、専門家の立場から見違ふというものを、この委員会として出すのは良くないというのが素直な気持ちです。だけど、ここまでできているものをそれではすぐにやめようと言えるかといえ、私もすごく困るところで、やはり皆さんの意見を聞かないといけないと思います。

(委員)

私も全然知識が無くて分からないのですが、全体を理解する上で本当に間違いがあるのでしたら、大きな所だけを直していただいて、後はそれによって別に造林公社問題について、少し説明不足だとか、そのような専門的な点と違ったとしても、全体としてストーリーが分かれば、それはそれでも構わないのかなと思います。時間的な制約もあるので、どうしても気になる所だけをご指摘いただいて、そこだけ直して進めればよいと思います。

(委員)

私もそう思います。典型的に専門家から見て1 + 1 = 2でなかったらおかしいという所があればもちろん指摘していただいてもよいのですが、いろんな形の契約があって、一応これはよいのだがイレギュラーな場合も考えるとこれでは正しくない、という場面を想定されているのではないかと思います。一応それが曖昧でないという形であれば全部を網羅できるというのは我々の能力を超えていると思います。

いろいろ専門家から見れば、やはり1つの典型的なパターンと、それから発生するいろんなバリエーションを全て網羅しないとそれに対する答えでない、というには当然のことだと思えますが、そこまでプロでない者としては、一応明らかに間違いであるものは指摘していただければよいのですが、ここでの説明はこれでよいのだ、だが他の場面ではこれでよいのではないかという気がします。

(委員長)

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

先程、委員がおっしゃいましたが、私も最初の方から見てみますと、かなり間違いがあるように思います。報告書として県民の方に示すとなると、このままではおかしいのではないかと思います。

それと先程、傍聴者の方がおっしゃっていたのですが、大事なのは両公社が経営悪化に至った原因です。ほとんど収入が入らないのです。すると、ここでは事業費と言っていますが、それが非常にかさんでいき、その結果、債務がかさんでいってということで、結局、事業費が債務のかさんだ原因だと思います。それが書いてありますのが41ページくらいからと思いますが、42ページの図にあるような木起こしとか、枝打ちとか、作業種ごとの説明が書かれていないのです。もっと具体的にどのような内容をする時にどうであって、そのために何がどれだけ増加したのか、それが特に多かったのはどの時期なのか、森林の成長に従って経費の使われ方も考えていくのですが、もし書かれるなら県民の方に分かるように、具体的な事実として書いた方がよいのではないかと思います。読んでみますと、そのあたりが、もう一つはっきりしないということです。

それと経営の方ですが、費目が作業種ごとに分類されています。普通、経済学の場合では、生産物を生産するのに、土地、労働、資本、原材料等があり、それに帰属するものは何かということで、はっきりするわけですが、その区別がないように思います。それは、この前、監査された時にも事業費毎に上がっているのですが、土地、労働、資本等に帰属されたものとして挙げておられませんでしたので、労務費がかさんだといっても端的に分からないというようなところがあります。大変でしょうが、せめてどのような経費が、どれだけどういうことをするために増加をして、地域によっても違うと思うので、それがどうであったかということ、もう少し書かれた方がよいと思います。

(委員)

5ページのところですが、「戦後の造林未済地の解消と木材需要に応えるため」と

始まり、それで「毎年度20万ヘクタールから30万ヘクタールの拡大造林が推進された」とあります。ここで拡大造林という言葉が使われている。後ろの方には、「造林の拡大」という言い方もあるのですが、そしてすぐ後ろには「造林未済地が解消されて、その後は、従来薪炭林として利用していた広葉樹を木材生産に適した針葉樹に林種転換する拡大造林に移行した。」とあります。

そうすると前の拡大造林とこの拡大造林とはどう違うのか疑問が発生するはずで、実は拡大造林というのは、ある種の歴史的タームなのです。中国でいう拡大造林は、ほとんどが、森林でないところに造林していくことを中身として意味しています。日本の場合には天然林、薪炭林としての森林であるところを、針葉樹に変えていく、林種転換することを主に拡大造林とってきたのです。それを歴史的に推進してきたのが拡大造林政策でした。

それと、注書きの「造林未済地」の説明書きを読みますと、「造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち、伐採後、更新が完了していない森林のこと。」とあります。人工林を伐採して放っておいて、例えば1年おいておく、少し様子を見て、うまく天然更新しないところを再び人工植栽するという施業もあるわけです。その場合の伐採跡地は造林未済地ではありません。伐採跡地の再造林が1～2年ぐらい遅れることもよくあることで、これも造林未済地と言うわけではありません。第2次世界大戦時に人工林に対して戦時協力、強制伐採が次々に行われ、跡地は再造林すべきだったのにずっと放ってあった。そういう所を造林未済地と呼んでいるのです。ある時代的な背景をもった伐採跡地の歴史的状態と、技術的森林施業体系での伐採跡地というステージの状態を混同、混在させて解説文が書かれているのです。初歩的ミスが次々あるので、どの程度修正すればよいか、頭を抱えてしまうのです。

(委員)

素人からすれば、拡大造林と言え、単純に木を増やすことしか思わないのですが。

(委員)

我々専門の立場から言うと、昭和33年に国有林経営で生産力増強計画がスタートします。それまでは森林在籍の蓄積量を維持して、その蓄積が生み出す成長量の中で伐採をするという「保続原則」を堅持してきました。その森林經理のやり方を変更して、「見込み成長量」を入れ込んでいきます。天然林も伐採して将来もっと成長量が見込めるスギ・ヒノキに代えよう、いま天然林をどんどん伐ってもよい、という森林經理の一大転換点があったのです。民有林でも、森林伐採は当時は、現在の届出制ではなくて、許可制だったのですが、昭和32年の森林法改正で、保安林指定されているものなどを除く普通林の広葉樹をすべて伐採許可制の適用からはずします。このようにして広葉樹林をスギ・ヒノキ林に替える拡大造林政策に国が本格的に乗り出したわけです。そういう時代背景をもっているのが拡大造林です。

(委員)

後の拡大造林の定義があって、その定義と違うような内容で同じ言葉が使われてい

るということは確かに分かります。

(委員)

森林・林業白書でもこのようによく書かれているので仕方がないのですが、13ページの注に「長伐期とは、伐採年齢を通常の倍に延ばすこと。」とあります。伐期齢の理論というのがあるのですが、伐期・伐期齢は計画学上の概念です。伐採といえば実際に何年生で伐るとか、伐ったかという類の話です。ローテーションを持って森林計画を立てていく森林施業、森林の取り扱い方のモデルの上での伐期、伐期齢というタームと、現実に伐採する際の樹齢とを区分しているわけです。

現在、長伐期に移行する云々ということが盛んに言われているのですが、現実には、伐採したくても出来ないゆえに主伐の時期を引き延ばしているだけです。施業体系の概念の崩壊現象なのです。限られた資源である土地の生産力を、最も高める伐期齢を計量・予測し、それぞれの地域・箇所、林種での収穫最多の伐期齢を定める。この技術的・物的組織付けの根拠をもって、これまでの森林計画制度や、そのような森林に民有林を導く「指導」が成り立っていたのです。要するに林業経営ができなくなり、計画を立てても実行できないから、仕方なくずるずると伐採時期を延ばしているだけなのですよ、いま言われている「長伐期」というのは。

(委員)

報告書の大前提として、まずやはり一番読んでいただくのは、今、委員長が出されている第1部の要約であり、第2部の細かいところのどこまで目を通されるかというのは、重要度を下げざるを得ないところがあると思います。

やはり一番、目にしていただく所に、どこまで書き込むのかということに、時間をかけた方がよいと思うのと、第2部については、今さらという感じがあるのですが、事実、評価、事実、評価という順番なのですが、私の読み手の気持ちとしては、分析と評価が先にきた方がずっと読みやすく、その後ろに、事実というよりは、資料ですよ。資料というような形の方が、私は理解しやすいなと思っていました。順番そのものはどちらでもよいという部分なのですが、でもその資料の部分で、そこまで先生たちから間違いがあると言われてしまうと、できるなら先生たちに訂正をお願いできないかなと思います。ただ、1部の委員長案で出していただいたように、これをどこまで書き込めるといふか、読んでいただくようにするかということにまず時間を割く方がよいのではないかなと思います。

(委員長)

最終のまとめ段階で、資料や内容に問題点を指摘すると仕事が回ってくるということが往々にしてあるのですが、今のご意見でいきますと、私もそうですが、間違いがあるということは、指摘されるまでは全く気が付きませんし、分かりませんでした。指摘されてもまだ理解できない部分もあるのですが、そういう意味では、チェックのしようがないということで、仮にこの2部の資料を基本的に採用するとしても、専門家として入っていただいている先生方が、委員としてこの内容を見過ごしたということが問題と

なるような間違いがあっては、それはまさに問題ですので、そうなれば、チェックをお願いするという話になってしまいますが。

(委員)

2部でちょっと気になりましたのは、これはあくまで読んだ方の安心感なのですが、文中の後ろの方で「～であると考えられる。」「～であると思われる。」というような表現が何カ所も出てくるのです。「考えられる」という言葉が出てくる度に安心感が薄らぎました。どうしてもそう述べざるを得ない箇所はあるかと思いますが、ある程度、断言して述べられた方が、信頼がより得られるのではないかと思います。

また今回は図表番号を入れていただきましたので、文中のどこかに「図表参照」というようなことを入れておかれた方がよいかと思います。細かいことは沢山ありますが、全体としての感想です。

(委員長)

今、委員からご指摘いただいた部分で、これは私も当初から迷っている部分でありまして、この第2部案は事務局の膨大な作業量の上に成り立っているわけですが、特に今ご指摘があって分析と評価のところにつきましては、委員会で出た意見を基に、事務局としてこのようにまとめられるのではないかと、という形でまとめていただいています。従いまして、おそらくここは事務局の立場というか、県の立場というのが、当然入らざるを得ないと思います。

そこで、この資料とか、この根拠からでは、ここまでしか言えないのではないかと、でも委員会ではこのような意見が出たという場合は「考えられる」という表現になってくるのかと思います。これは、非常に良く分かるというか、無理からぬ部分かと思いますが、あくまでもこれは事務局作成ではなくて、委員会の報告書ですので、この分析・評価の部分については、第1部で概略的な所はこうだと割と言い切っているつもりですが、2部に入ると急にそこが曖昧になるとか、弱気になるということではバランスが取れないというか、2部が根拠になっているとは言えないのではないかとわれそうですので、ここは今、委員からご指摘があったような形で検討する必要があります。事務局が作ればこのようにならざるを得ないだろうなということは重々分かるのですが、最終的に委員会の責任で出す時に、ここはもう少し言い切るとか、あるいはあまりにも曖昧ではっきり言えないところは削除するとか、その辺は少し手を入れて最終のものにしていく必要があるかと考えております。

そういうことから、時間がないというのは理由になりませんが、現実問題としてあまり時間がないということがありまして、2部について、これを大幅に内容を変更するとか構成を全面的に変えるということは、多分、委員として誰かがやるということは不可能でしょうし、それを事務局がやれというのは酷な話だと思いますので、基本は、この今ある資料の形、内容をベースにし、もしお許しいただけるなら、専門的な部分を中心に、明らかに誤りだとか、これは大きな誤解を招くというような部分を、委員、委員に見ていただけると非常にありがたいと思います。非常に厚かましいお願いですが。

その中で、できるだけ詳しいことをとということで、今まで事実関係の部分では、かなりいろいろなことを入れていただいているのですが、ここまで書く必要がないとか、あるいは書くことによって、むしろいろいろな誤解とかが生じるという部分については、削除を含めて修正をしていただくということは可能でしょうか。これはあくまでも願いのレベルなのですが。

(委員)

私自身はチェックとかはできないのですが、先生に大きなご負担がかかってくることはとてもよく分かります。誤解を招く内容は、削除してもよいと思います。それでは、どんどん削除して、最初に委員が、ここまで書く必要があるのかと言われているので、それでは書かなくてもよいということで、全部削除するという作業になったとしてもよい、と私は、それでよいと思っているのですが。

1つの案として、この検証は事務局皆さんとずっと一緒に関わってやってきて、私たちに分かるようにと、作ってくださった資料ですので、事務局作成部分があって、それ全部を委員会が認めたものと言わなくてもよいのではないかと思います。

(委員長)

そういう考え方でやると気が楽なのかもしれません。これは事務局作成であると。少なくとも事実の部分は事務局が作成していただいているということは間違いありませんので、そういう形でよいかと思います。分析と評価の部分は、確かに現状は事務局作成ですが、内容はあくまでの委員会の議事録の意見を踏まえて書いていただいております。やはり事務局作成ということで、責任を転嫁させるわけにはいきませんので、ここは、意見として「こうだった」とか、これくらいのことは言ってもよいのではないかと思います。ある程度は私でも直せる部分はあるのですが、ただその中でも専門的な部分の判断がかなり含まれていますので、このように判断してよいのか分からないところがあります。だから、ここは専門の先生にある程度見ていただきかなければ、どうしようもないというのが正直なところであります。

(委員)

47ページですが、「水源かん養効果の見込みの妥当性」ということで、5行目に「現在の常識とは、全く異なっていたことは認識する必要がある」ということですが、それが妥当性に繋がるのかなと思ってしまいます。林野庁行政は明治30年の森林法、砂防法成立以来、ずっと一貫して森林の水源かん養機能を強調してきました。しかし、学生だった頃に講義を聴いていると、森を造成した方が下流への流出水量が少なくなるということが出てきて、そうなのだと思え直した経験があります。林野庁行政の中ではそれが非常識だったのかもしれません。林野庁はそういう認識をして、思い込んでいた。そちらの方が都合が良かったからかも知れません。要は、水源かん養機能とは何か、どのような条件の時にどのように機能発揮されるか、ということです。戦前から、保安林造成すると、瀬戸内沿岸のため池に水が溜まらなくなったと問題になっていたのです。この点、私も随分、委員会の討議の中で意見を言ったばすです。拡大造林の妥当

性とか、琵琶湖総合開発の上位計画の妥当性とか、いろいろ妥当性、正当性と出てくるのですが、どうかと思います。

(事務局)

項目の表題に「妥当性」と書いてあるのは、妥当性はどうですかということの項目であって、妥当であると言っているわけではありません。

(委員)

分かりました。それはその通りかもしれませんが、私の大学の知り合いのかなりの数の方に読んでもらおうと、妥当だから仕方がないというような文書の運び、という印象を皆が受けてしまっていました。

(事務局)

書き手の責任だと思います。47ページの所で申しますと、19行から20行にかけまして「皆伐して拡大造林するだけの合理的な理由があったとまではいえないのではないかと考えられる。」とありますが、これは議事録から出てきた意見でありまして、これがここで言っている結論です。妥当性について議論をしたら、結論はこうでありましたということです。

あくまでも妥当性と書いたのは表題であり、誤解を招くのであれば、それは改めるべきだと思います。

(委員)

確かに論点なんですよ。

(事務局)

あくまで、論点の表題です。妥当性を議論したらこうだったということです。

(委員長)

そういう点で、いろいろご意見があるのですが、どうでしょうか。

(委員)

委員が言われたように、分析と評価の部分を先に持っていか、並び替えをした方が私も読みやすいだろうなと思います。

(委員)

この2部全体が資料であると、あくまでも1部に対しての附属資料であるということであれば、その順番はどちらでもよいと思っています。おそらく圧倒的に1部を読み、後はざっと読まれると思います。だからいい加減にということではないのですが、時間がない中でのエネルギーのかけ方としては、1部にエネルギーをかけたいと思っています。2部全体を資料として考えるならば、その順番は後でも先でもよいと思っています。

(委員長)

分かりました。事実関係での専門的な用語、概念の使い方の問題点につきましては、これは 委員や 委員にチェックをしていただく以外にどうしようもないということがあります。一方で、分析と評価のところ、先程の妥当性について検討し、その結果について、この委員会での1つの考え方を述べているというところですが、この部分は、「～であると考えられる」というまとめ方ですが、むしろ、「～という意見が出た」という事実にした方が資料的にはなりますね。ここで考えを述べてしまいますと、1部と重複すると言えば重複しますので、これはおかしいという意見があったという言い方にしてしまった方がよいのかなと思います。

そうすると、資料の手直しが沢山必要となってくるのですが、あくまでの意見としてこのような意見があったと。ここの部分の結論として、こうであるという委員会としてみんなの意見が一致している部分についてはそれでよいのですが、必ずしも委員会としてこうであるという結論まで出さなかったけど、このような意見があったとか、このような見解が述べられていたとかという事実だけを述べる方がよいのかなと思います。ただ、そのような形に作り変えることができるのかどうかということもあります。委員がおっしゃったように、これを徹底的に資料と位置づけてしまって、資料っぽくまとめられるように、手直しをする。委員の意見として発言を述べることは別として、委員会としての意見という形のをここで述べるのは避けるという形のまとめ方に変えられるかどうか検討してみましようか。

(事務局)

それぞれの「何番の2」という分析と評価の部分は、基本的に全てが議事録からきていると思っていただいても間違いがないと思います。事務局としては、この部分については、意見を述べる立場ではありませんので、あくまで事務局として用意させていただいたのは、それぞれ1の部分の事実関係の説明でございます。前には5回目までの会議の論点整理、今日は6回目の会議の論点整理を出させていただきましたが、これから、それぞれにあたる部分を抜き出して、流れるようにつなぎ合わせたものです。文書の流れ上必要として説明部分を付け加えたものはありますが、基本的にほぼ全部意見だと思います。そういうことから、技術的にその辺をどうするか難しいような気がします。性格としては、そういうような形で作ってありましたので、事務局として独自に書いたものではないと思っております。

(委員長)

確かにそう言われてみて改めて考えてみると、この枝番の2の分析と評価にあたる部分は、基本的には議事録の委員発言をつなぎ合わせて、後は文書になるように、若干のつなぎなどが入ったりしているというふうに説明がありましたが、確かにそういうものだったかなと思います。

そうすると、どこかに断りを入れておく必要があるのでしょうか。分析と評価の中には、林業や森林のことについて、素人が言っている意見が含まれているので、用語の使

い方とか、概念に誤りがある場合があるというような書き方をするかどうか分かりませんが、そういう断りを入れておかないと、委員会としてこれを審議し、全員一致でこれを認めたというわけではないという部分もあるかと思しますので、資料の読み方の注意として、そのように読んでくださいということをごく最初の方で言うておくことはどうでしょうか。

(事務局)

森林の専門的なことにつきましては、まだまだ足りないことがあって、今回資料から初めて、分かりやすく答えるために注を付けさせていただいたもので、全くご覧いただいていないと思います。中の文書についてはご覧をいただいているのですが、この注は見えていないと思います。

できましたら、事実経過の部分につきましても、要因の分析・評価の部分につきましても、そういう事実に関する間違いにつきましては、是非とも正確を期したいと思いますので、お助けいただければ、我々としては大変ありがたいと思っております。

それと、今の事実部分、経営悪化の要因と分析の位置づけについてどうするかにつきましては、事実部分につきましては、表紙に「「事実」部分は、事務局から事実経過に関する説明を受けて、これに基づく委員会での議論・検討、その指摘による補足調査説明などを踏まえてまとめたものである」と書いてあります。要因と分析は、議論・検討を基にまとめたものですので、全く性格が違うものですので、この辺がはっきり分かるようにもう少し修正するという必要と思えます。

(委員)

そのやり方がよく分からないのですが、35ページのところで、先程少し言いましたが、「琵琶湖総合開発の上位計画としての正当性」ということで書かれているのですが、ここでは正当性というのは、どういうふうに受け取ればよいのですか。しかも、このようなことは議論していないと思います。

(事務局)

これにつきまして、もう一度申し上げますと、議事録の中に正当性という言葉があったので、それをそのまま使わせていただいているものです。上位計画の正当性について議論した内容が下に書いてあるということでございます。全く議論していないということではなくて、この2段落目の「一方で、国の計画である琵琶湖総合開発計画という上位計画により、この大規模造林事業もその正当性を与えられたと言える。」とありますが、これは意見として出ておりました。

(委員)

発言として出ていても、相互討論の中で流れが変わるし、自分の意見修正もします。ある文脈の中での正当性はあるけど、本当に正当性なのかという議論もあるわけです。その一部を引っ張り出してきて、見出しに「正当性」と書かれても何なのかという感じを抱きます。琵琶湖総合開発自体も、今の時点で再評価されようとしている。「河川環

境」は考慮外の開発事業だったわけですから。今だからこそ見直せる、今から見るとあのような開発だったのだと。責任論とは別にしても、今だからこそ見えるということがあるわけです。それを上位計画だから仕方がない、やらざるを得ないという意味の正当性を前面に出して記述して良いものか。重い言葉なので、このような言葉を軽い見出しには使えないと思います。

(事務局)

先程お詫びしましたように、あくまでもこの表題というのは、中に書いてあることの要約として書いてあるのではなくて、論点として書いてあるだけなので、それで誤解を招いているとすれば、正さないといけないと思います。

中に書いてあるように、この正当性について議論でどのようなことがあったかと言うと、上位計画により、この造林事業をその正当性が与えられていたのではないかというご意見があったという意味でございまして、それ以上でもそれ以下でもございません。

(委員長)

確かに見出しだけを拾っていくと、正当性とか妥当性で終わっていますので、何か、上位計画として正当性があったのだというような印象を与えるということは、そうかと思えます。これは琵琶湖総合開発計画が上位計画として正当性を与えたのではないかということを検討したら、そういう機能を実際、ある意味果たしていた、だから結果として、造林の計画が、あたかも正しいものというふうに受け止められてしまったということを書いたらいいわけですよ。

この見出しについては、内容をじっくり読んで、この議論を聞いている人には誤解なく理解できるのですが、さっと読んだり見出しを中心に見ていった時に、大きな誤解を与えるということは確かにあると思います。ここは検討してみたいと思います。

先程から、委員からもご意見が出ていましたように、1部の内容についても、次回も最終的に確認させていただくのですが、書き換えなどが必要だと思しますので、それについて、ご意見をいただかないといけないので、2部の扱いについて、問題がはらんでいるのですが、1つの解決策としては、この2部の性格というものの、とりわけその2部の中の事実の部分と分析と評価というこの2つの組み合わせ、それぞれについての性格や位置づけ、そこで書かれていることの限界点みたいなことを、最初の所で断った上で、事実の中での用語、概念などで専門的な観点から誤りや誤解を与えるというような所については、委員の方で可能な限りチェックをしていくということをお願いし、経営悪化に至った要因の分析と評価のところについては、今の見出しの表現を含めまして、読み手に誤解を与えないとか、ある種の刷り込みにならないように、そういうことをもう一度念頭に置いてチェックをし、直していく。この辺につきましては、私の方でも考えさせていただくことができると思いますので、それをとりあえず進めてみて、それで最終報告として許される範囲になるものかどうか作業を進めてみたいと思います。

大変ご負担をかけることになって恐縮ですが、この事実の部分の専門的な用語などについて、これは間違いであるとか、これは表現を変えた方がよい、あるいはこれはそ

もそも触れるとかえって話が誤解を招いたり、混乱するので外した方がよいというようなことがありましたらご指摘をいただいて、事務局の方へお知らせいただければ大変ありがたいと思います。そういう対応で当面いければと考えますので、よろしく願いいたします。

それで、先に進んで恐縮ですが、2部で紹介されていますようにこの委員会でいろいろご検討いただいたところですが、私の頭に残っていることを基に書いてしまったのが1部の原稿です。従って、事実誤認というか、単なる思い込みが当然入っていると思います。またはもっと重要な論点が抜けているとか、そういうことも多々あるかと思えます。私も、実際最初に書いたものは、これより2、3割、行が多かったのですが、あまりにも長すぎるだろうと思って、言いたいことをかなり切ったりもしています。私自身も、ここは少し言い足りないとか、ここは言っておかないといけないのかなということもあるのですが、こういう形でまとめましたので、これについての委員の皆さんのご意見や指摘をいただければと思いますので、よろしく願いします。

(委員)

今回の検証は、公庫の負債に対して免責的債務引受という形で行ったことについての検証委員会なので、当然なのかも知れませんが、このところだけを読めば、ほとんどの県民の方々はこの状況について知らなかったというような前提に立つと、借金は690億円と思われると思います。公庫に対してはそうだが、林業公社としては1千億円あるということをごどこかで触れなくてもよいのでしょうか。これでもう終わりであると思われるかねないと思います。

(委員長)

分かりました。先程もご指摘いただいたように、場合によっては1部だけしかご覧いただけない場合もあるので、その辺ははじめの所で、いきなり690億円を42年間でとなっておりまして、確かにこれだけかという誤解を与えるかもしれませんので、そのようなことについては書き加えたいと思います。総額でいくらの債務があって、そのうち今回問題になっているのはこれだということを書きたいと思います。

(委員)

5ページのところですが、事務局の方にもお聞きしたいのですが、下から2段落目に補助金と融資の2つの手法があって、滋賀県は融資の方を選んだということをお書きなされているのですが、補助金だけを選んだら融資が無くてもいけたような読み方もできてしまうのではないかと思ったのですが、これは補助金については、一部しか使えなかったと言うか、総額を補助金でいけるのではなく、補助金と融資を使ってやる方法と融資だけだという形なのかなと思ったのですが、その辺で誤解を生むのではないかと思います。全部補助金でやれば問題がなかった、融資を受けずにできたのではないかという読み方をしてしまうのではないかと思って言わせていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。事務局の方に確認したいのですが、補助金だけで全てを賄うことは無理ですね。

(事務局)

無理です。融資制度というものには2種類ありまして、融資のみを使う利率、それが3.5パーセント、補助裏に融資を使う場合は6.5パーセントと差があったということをお願いしたのであって、補助金だけ、融資だけということではありません。

基本的には補助金の残額につきましては、資金調達することが必要ですが、一般財源であるのか、あるいは事業として成り立つという性格から融資で行うべきという考え方もあったと思います。それは確かにおっしゃるとおりだと思います。

(委員長)

そういうことで、私の書き方で、補助金と融資の2者択一のような読み方ができる、誤解が生じるということは、委員のご指摘のとおりだと思いますので、そこを書き換えたいと思います。補助金と融資を組み合わせるか融資だけでいくかというような書き方にしたいと思います。

(委員)

私自身も知らなかったのですが、補助金を使うと滋賀県だけの負担になることを避けるため、下流団体があるからということで、融資の方を選んだということになっていると思いますが、そもそも補助金を使う場合、必ずその自治体が半分なり3分の1など一定割合を必ず負担する、ということの補足がないと、少しここは分かりづらいかと思ったのですが。

(委員長)

確かに下流団体にも負担してもらおうから、補助金を使えないと言いますと、「なぜ？」という感じになりますので、それはおっしゃるとおりだと思います。他のところでも悩んだのですが、よく分からないと思って、説明を加えるとどんどん増えていってしましまして難しいところですが、確かにおっしゃるようにちょっと何か工夫しないといけませんね。

(委員)

林野予算の中での3大公共事業といえば、治山、林道、造林です。だから、造林補助金も公共的観点から支出されています。しかし、構造的改善事業での造林補助金は、産業的政策に林野庁行政が乗り出したことですから、公共事業枠はない、非公共の予算枠のものだったはずですが、確か。そして造林公社は、公共目的をもって設立されたはずのものが、融資を使って実行した。融資システムによる公益事業の中に公共政策目的を入れ込んだということです。この文脈を、このところを読者に明瞭に理解してもらうように、どう叙述していくか。大事なポイントです。結局、営利団体としてではなく、公益法人ということで公社は設立されているのに融資のみでやってきた。で、公益目的

そのものが、やはり時代の推移で変わってくる。そこはまさに見直し時期でもあったと思いますが、十分な見直しをやらなかった。第1部のまとめのところに、やはり、この事実と焦点を当てるべきデータだけは入れておいて欲しい。

ところで、最初の出発点の時になぜ融資に頼ってどんどん拡大造林を展開したかについての公共目的に、資源政策ということは書いていただいています。しかし、もう一つは、薪炭生産業が急速に衰退して、山村の方々はそれで生計をたてておられたのですが、それが無くなって、薪炭林が未利用の形で放置された。失業問題も発生した。だからそこでの拡大造林には、社会対策、地域対策という公共目的をももっていたわけです。

それからどうしても条件の悪いところということで、ビジネスモデルでの収益性の関係で、条件の悪い所と書いておられますが、よい条件の土地なんだけれども、権利関係が明確でないから、入会林を整備しないと造林が進展しないところも広汎にあったわけです。公社造林を進めることと併行して、入会林野等を整備するという公共政策的観点がありました。次のステージでは、琵琶湖総合開発。水源かん養機能がどの程度プラスに働くか、天然林をスギ・ヒノキ林に代えることが水源かん養機能を高めるかどうか、という問題は別にして、別な公共目的、正当性が造林公社事業に入り込んできたわけです。これとビジネスモデル、収益性、累積債務の関係付け、それと責任論。解明と検証はいま一步のところまでできていると思うのですが、詰めが難しい。

(委員長)

公共目的が、ビジネスモデルの中に組み込まれていた、あるいはそういう任務を負わされていたことについて、実はご指摘のとおり、どこかにまとめてちゃんと書いてあるかと言えば書いてないんです。ただ一方で、私もその辺のことは重要なのかなと思いますので、どこにどのように入れたらよいのか名案がないのですが、今のご指摘を踏まえて、例えば融資以外に補助金という制度を作っているということ自体に一定の公共目的を持っているということから始まりまして、もう一つは、もともと薪炭林利用されていたものが未利用で放置されて、山村山林の荒廃に繋がって行って、雇用の場を確保するというような公共目的が一方である。それから今ご指摘いただいたように、条件という中には、権利関係がややこしくて造林がやりにくいような所も悪い条件の一つで、そういうところを何とかやろうとしているという点では、経済性とか経営の原理には合わないような所の造林を進めるという意味では、確かに公共性をそこに付与していると思います。ご指摘していただいた内容をどこかでうまく入れて、話がややこしくないように工夫して加筆修正をしたいと思います。

(委員)

チェックということについてですが、この前、昭和38年頃からの滋賀県議会の会議録を読み直しました。最初こそ造林公社という言葉は出て来ないのですが、だんだん造林公社というものが出てきて、いろんな会派からご意見があって、造林公社は3.5パーセントの融資でやって、というようなご発言がどんどん出てきます。それで、造林公社の発議というのは、県民の代表である県議会で行われたのではないかと私は判断したのです。従って、造林公社の経営をチェックするのも、やはり県議会がすべきではな

いかと感じたのですが、この点はいかがでしょうか。

(委員長)

県議会のことについては、今回全く触れていないんです。逆に言いますと、滋賀県と言っているのは実は曖昧な表現で、県というのは具体的に何を差しているのか、県の行政なのか、議会を含む県全体なのか、あるいは担当部局なのか、その辺は曖昧に使っています。そこで、議会という言葉を出すと、今度は県という言葉が使えなくなるのですね。県の何々というふうに言わなくてはならないので、確かに議会について、どのように述べればよいのか、実際この委員会の中で、議会のことについては、何もご意見が出ておりませんし、私も議会がどうこうとか、関与がどうだったのかということは触れていないのです。逃げたと言えれば逃げたのですが、この議会の部分についてはどうしましょう。私としましても委員会の中で、議会についてはこのように考えるという何らかの方向性を示していただかないと、勝手に書くことができませんので。何かこの点についてご意見がありましたらお願いします。

(事務局)

過去の議論の中で、今の議会関係で2件の意見がありました。1件は委員からいただいたご意見で、当初については、議会もどんどん進めろということがありまして、議会も県を挙げて進めるようだったのでそれを止めるという発想自体がなかったのではないかという意見が1つありまして、そのことは書いてあります。

もう1件は委員がご指摘いただいている部分でもあり、前回の資料にも今回72ページにも書いてありますが、問題が起こってから初めて問題を指摘されたのが平成7年の議会であり、もっと慎重に議論されるべきではなかったのかというのは、委員のご意見であります。

(委員長)

そういうことで、2件についてご意見が出ていたということで、私も忘れておりましたが、要するに議会のチェック責任とか、監視機能を担う議会としての責任というような踏み込んだ論議まではしておりませんが、議会ではどうだったのか、議会でどのようなことが指摘されたのかということで、意見として出た範囲でどこかに少し加えたいと思います。

(委員)

私が一番大きな問題点として感じているところを、どのように読み手の方に分かってもらえるかということですが、委員長私案の「まとめ」では、「林業利回り」ということで書いておられるところです。経営のチェック、判断基準ということと関わりますが、第2部のところでも林業利回りが出てきて、括弧して内部収益率と書かれています。

林業界では、確かに林業利回りによく言うのです。これは銀行にお金を預けておけばその元金は利子を産む。その利回りがどの程度のものか、あるいは株式配当でどれくらいもらえるのか、といった感覚と立場で言っているわけです。森林の所有者は、雨が

降るとどンドン木が自然に太ってくる、という感覚を持って林業利回りということを経営に使っています。土地所有者の感覚です。しかし、公社の経営ということでは、この言葉を使ってよいのかどうか。やはり、内部収益率（IRR）でいくのが正しいのではないのでしょうか。収穫・収入は遠い将来で、その間いろんな時点で造林・保育のコストをかけていく。その方法を割引率を使って現在価に還元して、収入側現在価と支出側現在価がイコールになる割引率。経営者が投資をするかどうかの経営判断をする際の有力なチェック指標です。

で、先日、事務局に資料として加えていただきたいと提供したのが、2部の71ページの真ん中にある熊崎實氏の文献です。内部収益率は、「昭和36年当時は8パーセント程度に回っている。結構有利な投資であったろう。10年度の昭和46年には5パーセントになっているが、これは長期の銀行預金の利子率とだいたい同じレベルであったと思われる。さらに10年たった56年には2パーセント台になってしまう。年利3.5パーセントの公庫資金を借りて造林していたのでは全然引き合わない。」とあります。56年時点ですでにこのような事態になっていたのです。だから、公社造林の場合、立木代の6割しか収入が得られない、林道から離れていて造林コストが掛かる、搬出コストも高いゆえ立木代はその分だけ低くなる、また、借入金の3.5%の金利もコストとなる、といったことがあるわけですから、経営が成り立つと経営者は本当に考えていたのでしょうか。昭和40年代半ばには、公社造林の経営基盤はすでに崩壊しつつあったのではないのでしょうか。

そういうことを考えると、さらに主伐した後再造林できる条件が用意されていなければ、伐って放置して終わりでは、公社造林自体が山荒らしをしたことになってしまうわけです。融資を受けての拡大造林をやめるべきだった、という時点がどの辺かにあったはずです。このことを検証するためにも、内部収益率の傾向的推移に関する資料は重要です。

熊崎氏は国立林業試験場の経営部長をされ、筑波大の教授の職に就いておられた方で、日本林業発展の数量的推移を客観的に、最も信頼おける形で追究されてきた先生です。

それから国有林のことが第2部でいっぱい引用・記述されているのですが、ほとんどはそれほど造林公社問題と関係ないことではないのでしょうか。注目すべき点は、独立採算性を敷いている国有林野事業が、圧倒的な黒字経営だったものが、どの時点で赤字に転じたかです。随分早くから、40年代半ばではなかったでしょうか。公益的機能を重視し出すということはありませんが、昭和48年に「新たな森林施業」を発表してチェンジしていますね。一度赤字に転じたけれども、オイルショックなどがあって物価高になり、そのあたりの年度はしのぐことができた。結局、もはやたち行かなくなるのが昭和51年で、初めて大蔵省資金運用部から400億円の長期借入をしました。次の52年に更に830億円の借り入れをしています。国有林固有の他の特別な理由もあることはあるのですが、それまでは随分黒字だったものが、もはや黒字を出せない時代となったのです。昭和51年には内部留保金がなくなり実際に借り入れるのですから、そういう事態となったのです。昭和53年には、国有林野事業改善特別措置法が制定されています。

内部収益率の件と国有林が赤字経営に転じた件を、重要な事実として第1部のまとめにも短く入れ込んでいただきたく考えます。

それと、林野庁がいろいろな造林公社の救済策を次々打って、「指導」とか「救済」に乗り出していますということで、いっぱい資料が2部に採り入れられています。しかし、このようなものは救済している振りをしているだけで、何ら救済策になっていない。それをずっと資料として読まされるとたまらない。これは、資料の隅っこにでも移してもらいたい。

(委員長)

国有林野という、どちらかと言えば資産を持っているところですら赤字に転じたという一つの節目があって、その辺から考えても公社造林を見直す時期ということが、ある程度明確に導き出せるのではないかというようなことをうまく書けるかどうか分かりませんが、書いてみますので最終的な所でのチェックでご判断していただければと思います。

林業利回りは投資家的な立場で、利回りという言葉を使うのですが、経営的な判断では内部収益率を使った方がよいというご指摘もそのとおりだと思いますので、内部収益率という言葉を使いながら、書き換えをしてみたいと思います。

先程も言いましたが、後半10ページ以降に点線で囲っている部分は、あまりこれまで論議していないところでして、私が勝手に書いたという性格が極めて強いので、この辺、特に一番最後のほうは、事前にお見通しいただいていないと思いますので、内容はこれでよいかどうかを含めて、是非ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

四角囲みの部分は、私もとても分かりやすく、はっきり書かれていて、とてもよいなと思っています。

ただ一つ、先程の傍聴者からご指摘があったことがとても気になっていて、造林をしなかった方がよかったのではないかと山の方々が思っているということです。委員長が書かれている1ページのところに、「県民にとって最も望ましい解決策を模索する上での基礎となる材料を集めることを任務として設置されたと認識している。」という、この1文で、私たちはここまでしかなかったということを言われているのですが、もう少し、森を愛する多くの方々に、これを見て欲しいと思っているところがありますので、「公社が融資で作ってきた造林について話し合しましょう、という委員会ですので、それを重点にやってきました」ということと、逆に言えば、「それ意外のことにはあまり触れる時間がなかった」が、「たくさんの生き物を育ててきた森に、お金では計れない価値が沢山あるという森のために、これをやっているのだ」という、もう少し大きな視点でのお断りの文を、何か入れられないかなと思っております。

(委員長)

それは、むしろ冒頭の部分にということですか。

(委員)

一番スタートの部分ではないかと思います。

(委員)

委員長私案は、我々の委員会の任務とか限界を、そして累積債務問題の責任論というものをうまく、2ページにわたって整理していただいています。そして、そういうもののくくりとして出てくるのが、「説明責任」というタームです。「説明責任(アカウンタビリティ)」が中心であり、現在の法制度や政治・行政の仕組みからすれば道義的責任というレベルに留まることが大半になる」とあります。後ろの方では、社会的正義という言葉も使われています。で、日本でもよく説明責任が云われるようになっていますが、アカウンタビリティを説明責任とってしまうと、何か説明をしたら終わりというふうなものに受け取られがちです。現にそうなっている。むしろ無責任に「説明責任」が施されている。社会的正義との繋がりでいえば、何かもっとちゃんと応答すべきはずのもの、それがアカウンタビリティではないでしょうか。レスポンスビリティみたいなニュアンスで、双方がもっと互いにのり出してくるべきもの。この土俵にあなたたちも来いと、それが社会的責任に繋がるし、それが本当の道義なんだと。社会的責務とか、道義的責務というものが、日本的なアカウンタビリティ、説明責任ではものすごく軽いようにも思えるのです。そこら辺はどうでしょうか。

(委員長)

ご指摘のとおりでして、2ページのところで、説明責任に括弧してアカウンタビリティとなっているのですが、本当はアカウンタビリティという言葉を使いたかったのです。ただ一般にアカウンタビリティというカタカナを使われると分かりにくいかと思って、説明責任という言葉にしたのです。アカウンタビリティは、もちろん、会計上の責任で使うこともあるのですが、政治行政上で使うアカウンタビリティは、日本語に訳せば、おそらく答責責任です。答える責任があるだろう、それに対してちゃんと答えているかという責任だと思います。つまり、これはおかしいのではないかという指摘を受けた時に、いや自分たちのやったことはこれだけ正しいですとか、こういう意味で間違いはないですとか、これだけの効果を生み出していますとかをきちっと相手に説明できる。この場合だと、相手は県民ということになるのですが、県が県民に対して説明できるという責任が、行政学でよく使うアカウンタビリティです。

そういうつもりで書いたのですが、そうしますと、今の日本の法制度では、そのように説明を求められて説明をしたとしても、それで相手が納得しなかった場合に、どうするのかとなれば、それ以上追求のしようがない。もちろん、首長さんに対してはリコールという方法があることはあります。要するに説明に納得がいかないの、このような知事や市長が駄目だということで、リコールという方法はありますが、それでは、公社に対して、あるいは行政としての県に対しては、何らかの責任が追求できるかと言えば、法制度上、そういうものはありません。議会からの責任追及はあるのですが、県民が何かできるかと言えば何もできないわけです。ということになってしまいますので、

今の法制度、行政の仕組みからすれば、結局的道義的責任ということになってしまうわけです。

だから、今、委員がおっしゃったように、悪いと思っていますというだけで逃げられてしまっただけでは困りますので、ちゃんと説明の舞台に出て来いと、みんなが納得できるまでちゃんと説明しなさいということを、この委員会として、少なくとも県には言えるし、県もその努力はされると思いますが、国や公庫がそれに対してちゃんと乗ってきてくれないということがあると思います。この検証委員会が言ったからと言って、分かりましたと言って説明に来るわけでもありませんし、公庫に資料を求めてもなかなかくれないというのが現実です。説明責任を果たさなくても済む、アカウンタビリティがなくても済むという仕組みが今はある。それで済んでしまうのが現状でありまして、やはり人々の関心からすれば、それは正義というものに反するだろうということ言えればと思ったのですが、うまく書けてないかと思います。説明責任については、また要望を受けて書き換えてみたいと思います。

(委員)

7ページの「事業の見直しができたとされる時点」ということで、委員長は2つを挙げておられますが、滋賀県の造林公社は他の林業公社と違って、下流社員との連携がありますし、途中から琵琶湖総合開発計画ということで国が関与してきます。その資金が入ってきた時点では、なかなか自由にはできなかったと思いますが、それが細り出したのが昭和の末期から平成にかけてだと思えます。それで終わるのが平成9年です。その辺で見直しができなかったのかなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

(委員長)

おっしゃるとおり、昭和の末期から平成にかけての時にそういうことがあるのかなとは思いますが。ただ、植林自体が平成元年に終了し、それ以降の債務というのは事実上、保育管理のために必要な業務費ということで、植林そのものは終わっているもので、そこで植林や造林の見直しは、ある程度手遅れなのかなと思えます。植えてしまったものについて、どうするかということについての事業の見直しはあるかと思えますが、ここでの見直しとして2つ挙げたのは、植林を進めるかどうかを見直すチャンスということで、2点にとりあえず絞ったという意図です。

その後の管理経費にかかる分については、むしろ、次のチェックの部分で取り上げてということで使い分けたのですが。

(委員)

分かりました。植林ということですね。

(委員長)

ちょっとその辺が言い足りない部分があるかと思えます。

(委員)

それと若干関わることで、事務局に質問したいのですが。

農林漁業金融公庫の林業公社向けのウェイトが、個人貸出しに対して、随分高くなっていく。このことを調べていただいて、ここに出していただいて大変ありがたいのですが、農林漁業金融の林業部門への融資でも、林道や経営改善に対しての貸出しなどもあるわけです。で、新植造林への融資の時代的推移というデータが欲しくてお願いしておいたのですが、なかったでしょうか。大所有林業経営者、彼らの方が林業公社よりも市場性・採算性に敏感で、融資を受けての新植造林を公社よりも早く引き上げる、借り入れなくなっていたということが実証できないか、ということです。一旦植えてしまうと、その後保育費を10年ばかり掛けねばなりませんから、やはり「造林」融資は続けてうけねばならない。借り続けざるを得ないところがあります。よって「造林」全体ではなく新規「新植」への融資についてのデータがほしいのです。この公社と林業経営者別の歴史的推移・変化を知りたいわけです。データがございましたでしょうか。

(事務局)

今日の補足資料の資料1のことかと思いますが、ここにありますが、先にご説明をしたもので、造林資金というのは、この場合新植および保育が含まれています。これは公開された資料ですので、こちらでグラフ化をさせていただきましたが、その中身で具体的に造林資金を保育に使ったのか新植に使ったのかというデータはございません。公庫に聞けば分かるのかもしれませんが、ただ非常に難しいのではないかと思います。それは、申請される方がそれぞれ、このような事業をやられる、それで貸出の申請をされるのですが、それをわざわざ新植と保育を分けて統計を取られているのかは分からないのです。

(委員)

ありがとうございました。すみません結構です。少し横道にそれたことで時間を取ってしまい、すみません。

(委員長)

まだご意見がいろいろあるかと思いますが、委員の皆さんのご意見を確認させていただきたいのですが、10ページから11ページにかけまして、点線で囲っている部分ですが、ここで委員限りの方の資料には書かせていただいたのですが、かなり切り捨て御免みたいな感じで書いていまして、そんなに言ってよいのかというようなご意見があるかと思いますが、あるいはそれは誤解ではないかということがあるのではないかと思います。ここは一般資料からは外させていただいたのです。まず、この部分について、県の見解を伺います。こんなに言ってもらっては困るとか、事実はこちらであるという説明もあるかと思いますが。

(事務局)

前にもご説明したことになりますが、経過だけ事務局というより滋賀県の立場で説明をもう一度させていただきたいと思います。

先程、ちょっと申したのですが、平成17年、18年と融資の償還の猶予を認めていただいて、19年度の年にいったいどうだったのかという議論が、前回にもありましたが、この中にも書いていただいております。それにつきましては、この四角の箱の中の前半部分、10ページから11ページにかけての前半部分のところがそういうことかと思いますが、「戦術的に問題があったのではないか。問題の先送りは好ましくないが、交渉の時間を確保することが重要であったと考えられる。」というご意見で書いていただいております。

これまでの経過をもう一度説明させていただきますと、19年度において先程申し上げました金融問題検討会が既に進んでいて、公庫が国に提言を一緒に出そうということが実際行われていたということがありました。一方で、経営改善検討会議が進んで下流との対応が進んでいたということがあり、この中で、あえて延滞状態に陥っても、公庫の債務を負けてもらう交渉をするということは、可能性があると思ってやってきたということがございます。

それから後半の重畳的債務引受に関する部分、これにつきましては、今回初めて出た部分だと思うのですが、これにつきましては、これも前に説明させていただいたことがございますが、当初、私共といたしましても顧問弁護士なりと相談をしまして、この重畳的債務引受については違法性がない、問題がないということを判断して、議会にも提案をさせていただきました。そこに総務省から財政援助法に規定するものに違反する恐れがある、疑いがあるというような指摘がありました。これにつきましては、前にお配りした資料で、参考資料の中の第3回追加分の11ページのところに、この法律のことが書かれております。第3条のところに「政府又は地方公共団体は、保証契約をすることができない。」ということになっているわけです。このことについて、20年7月11日に、下の箱囲みのところにありますように「保証契約に相当するものと解されるため、違法の疑いがある。」という文書が来ました。それで、私共としまして検討しましたところ、基本的に総務省はこの法律を所管しておられる、有権解釈者であるということがございますので、将来において、例えばこれを押しつけて引き受ける契約を結んだとして、それが違法となった場合というのは非常に影響が大きいということを考えまして、それを押し切るということは適当ではないのではないかと判断をし、それで別の方法としてあと2つの方法を含めて検討した上、免責的債務引受の方に変えたということです。

その免責的債務引受については、総務省の方に当方から照会をしまして「保証契約に相当するとは解されない。」という回答がありまして、それでその方向で進むこととなった、というような経過がございます。

ここに書いていますように、違法性の疑いの手法の準備が不十分であったと言っているのですが、一応私共としましては、そのような形で顧問弁護士とも相談するなりしてチェックをしてきたつもりであるわけです。しかし、その直接の有権解釈者がこのようなことを言うてくるということは、本当に想定外でございまして、そういう経過でございました。

それと、このことに関連して先程説明が漏れたのですが、別冊8に、これも以前に一部をお出ししているのですが、償還計画表の比較というものがございます。これは、

今の箱の中に書いています、19年度分のところの債務を止めなくて、そこから正常に返していけばどうなのか、ということと絡む話なので、ご説明させていただきたいのです。

免責的債務引受前のもともとの償還計画が左側にありまして、17年、18年、19年も当然返すということで、最終的には平成69年までの計画になっておりました。これにつきまして、17年、18年については猶予を認めていただいたわけでありまして。猶予を認めていただくということは、あくまでも猶予でございますので、基本的に猶予に伴う利息が発生します。要は、猶予というのは、支払わなくても違約金や遅延損害金は発生しない、というだけの意味ですから、利息は当然発生します。ですから、17年分については、元金が残っているわけですので、その元金分について利息として元々11億59百万円という利息が発生するわけです。これは払わなくてよいのではなくて、払うのを遅らせていただくということですから、いずれ払うわけです。その年に元金193百万円を返しますと、その分の元金は減りますので、次年度の利息も減りますが、同じく11億53百万円の利子ということになるわけです。こういう形で、17、18年と既に猶予をいただいているものについても、いずれ払わなくてはならないということがあるわけです。その場合、利子が単純に後ろに2年分ずつずれると考えていただければよいと思います。

それで19年度に支払いをとめたということですが、本来11億45百万円のこの利子部分は、前の2年分の利子が遅れてきますから11億59百万円が2年遅れて、この時期に発生します。それについて、猶予を認めるか認めないかということになるわけです。結局、その部分については将来的に払うわけですが、右の方にございます免責的債務引受の償還計画というのは、全くそれと違う払い方になっております。これは17、18、19年度に結局払わなかった上で、免責的債務引受をしたわけですが、それで一体どのような返し方をするのかを考えた結果のもので、まず前提としまして、滋賀県が基本的に返せるのは、年間の財政的な体力からして20億円程度であろうということがあります。それから、伐採収入がある程度入ってくる時期から返さないと、大変しんどいということがあります。そういう中で、今まで既存債務のうち、後ろに送れるものは送る。逆に長くなりすぎて債務が嵩むものはできるだけ前に上げるということで、いろいろやった上で、これを一応支払い方として決めたものでございます。これにつきましては、一番下にございますように、690億円になっているわけで、総額として23億円増えているという形になるわけです。これは先程申しましたように、元々17、18年を後ろへ送っている時点で、既に20何億円かの利子が増えるわけですし、それに加えてそういう操作をする中で、最初に20年度に一度に払えれば問題はなかったわけですが、そうしますと20億円を遙かに超えて40億円くらいのお金が必要になってきます。それはとても払えないので、今回はその部分を分割して払わせていただいております。そうしますと、それにまた孫利息がかかるということがあり、その関係で増えている。それから、今申しましたような払い方を変えたことによって、そのような償還計画になっております。ちなみに、利率は、遅延損害金が19年度以降発生したのですが、免責的債務引受をしました時に、遅延損害金を全部解消して、元のレートに戻しましたので、基本的に遅延損害金は実質かかっていない、という状態になっていまして、要は組み替

えたことになっており、その組み替えの効果はあったというふうに理解をしております。つまり左のものを右のように組み替えただけになっているということになっていると思います。

そのような経過がございましたが、委員長のご指摘に関連しますので申し上げます。1点目は、19年度からの延滞については、債務を負けていただく交渉を見込みがあるつもりでやってきた。かつ、それについての経費については、今申しましたように、後ろに送ったということになりますので、それはコストは当然かかってくるということになります。

後半部分の重畳的債務引受について違法か違法でないかという判断については、私共としても、それなりにやってきたつもりでいるということでございます。以上、県として説明させていただきました。

(委員長)

事実経過として、県としてどういう判断で、あるいは具体的にどうされたかの説明をいただきました。その県としての対応の内容、およびその時々のご判断は、今概略的ではありますが、ご説明をいただきまして、それを踏まえてこの書き方でよいのかどうかということです。私としては、ここは時間が無くてバタバタとしながら書いたもので、後で読み返したら、十分理解を尽くせてないのですが、ここで最後に問題にしたのは、債務処理というか返済をしなくてはいけないという時に、余分な利息を発生させないとか、そういう点では県は努力されていて、今の説明があったように、一番安く上げる努力はされていた。

それは認めているのですが、そういう話ではなくて、もっと国にも公庫にも責任があるのではないかと、なぜ滋賀県だけが債務負担をしないといけないのか、ということについての交渉まで手が回らなかった。回していなかったということの問題にしています。それをうまく表現できていないのですが、その限りで戦略がないと言っているのです。ただ、それも含めまして、私のこの判断というものが委員会として認めていただける考えなのかどうかということです。

さっきのご説明の中で、ちょっと引っかけたのが、総務省に有権解釈権は今もうないはずですね。地方分権一括法が施行されて以降は有権解釈でもなんでもない。総務省の独り言なのです。だから、うちはそんなものは知らないと言えば、対抗はできなくはないのですね。

(事務局)

はい、すみません。言い方が悪かったかもしれませんが、先程の資料にもございますように、総務省からいただいたペーパーは、地方自治法に基づく技術上の助言という形でいただいております。これをそれなりの重みがあると感じたということでございます。

(事務局)

先程、県民の負担を少しでも軽くするという話をさせていただきました。17年度で

すが、大きく問題になって滋賀県がモラトリアムに入って、その時に、この問題が一挙に全国的な問題になってきたわけですが、あえて滋賀県としては、自分の身をさらして、そしてそれを全国知事会、あるいは近畿知事会に挙げて問題提起をしましたし、最終的には金融問題検討会ということで、公庫も巻き込んだ組織に繋がっていったわけです。これは戦略と言えるかどうか分かりませんが、そのような形で自らあえて全国的に訴えて、この問題は全国に共通した問題だということで、広く課題を問題提起して訴えて、それを国と地方という問題からも17年から問題提起したつもりでもあります。

そういう意味での、ピンポイントでの気迫ということには繋がらないのか分かりませんが、まだまだそういう問題を、県によっては、見ないでおこうというところもあったかもしれません。よその県にとっては迷惑だったかもしれませんが、滋賀県としてはあえてこの問題を全国的な問題にして、そして国の拡大造林施策から公庫の融資を含めて問題提起をしていったという意味での、大きな意味での戦略と言いますか、そういう意味での滋賀県の矜持と言いますか、そういうものを示したことはあったのではないかと考えております。それが最終的に概算要求等を通じて政策的に実現しなかった部分もありますが、今の検討会に繋がっているという部分もあったのではないかと思います。県議会の方も、全会一致で造林公社問題の解決についての決議を挙げていただいておりますし、そういう意味での滋賀県はこの問題を隠さずに真正面から当たったということについては、それを気迫と受け取っていただけるかどうか分かりませんが、それなりの強い思いはあったということです。

(委員長)

県としては、そのようなお考えですし、意見を言いましたように、私の思い込みが非常に強く全面に出ていますので、委員会としてこれは言い過ぎだろうと委員の皆さんがお考えであれば、当然、これは表現も含めて変えますので、委員の皆さんのお考えを伺えればと思います。

(委員)

正面を向いて累積債務問題に対処されていた、この点での気迫は感じるのですが、ちょっと私分からないのでお教え願いたいのですが、免責的債務引受という形でケリを付けたわけですが、こちらの方が利害関係としてまずい結果になったということがあるのですか。基本的な知識としての重畳的債務引受と免責的債務引受の違いというものがよく分からないということがありますので。

他の県では、国が何かしてくれるとはずだということで、ずるずると、気迫のない構えで問題を先送り状態にしている。どこかでなんとかしてもらえるかも知れない、と時間を稼いでいるわけですね。結局そちらの方が得をする可能性もあるのか、免責的債務引き受けをやってしまうと、国から抜本的な「救済」、和解の手が将来差し伸べられたとき、他府県でのそれらと差がついてしまうのかどうか。そういうものとの違いというか、重畳的債務引受と免責的債務引受の違いが分からなくてこんなことを言っても仕方がないのですが、何か教えていただけますか。

(事務局)

重疊的債務引受と免責的債務引受の違いについてですが、重疊的債務引受というものは、債権債務者が1組あった時に、そこに別に支払う方が出てきて、自分も債務者として付け加わるということです。当初の債務者と後の債務者は連帯債務の関係にありまして、どちらからお金を返してもよいという形になります。私どもの場合ですと、公社から当初どおり伐採収入を得たら返してもよいし、それでなければ今、資金がないのでとりあえず県から返しても良く、どちらから返してもよいというのが重疊的債務引受です。これにつきましては、逆にいいまして、連帯債務の関係になるということが出てきますので、財政援助制限法に問題があるのではないか、疑いがあると指摘されたものと理解しております。どれだけ自分に債務があるかが分からなくなる不安定な状態になるということが一つの問題とされていると理解しております。

後半の免責的債務引受は、ある債務者に変わって、自分が全ての債務を引き受けるので、元の債務者は免責されるということでございます。今回の場合は、公社の債務を県が全部引き受けましたので、公社は既に公庫の債務者でないということになります。

これは、どちらがよかったのかという話でございますが、滋賀県が元々重疊的債務引受をなぜ選択したかということ、公社からも返せる、県からも返せる、つまり公社が将来の伐採収入から返せるし、当面は滋賀県から返せるということを考えて選んだわけですが、そのように技術的助言をいただいて、違法の疑いがあるということになりましたので、そういう問題を抱えながら、そういう契約を結ぶのは良くないだろうという判断の下に免責的債務引受をいたしました。

その際、まず問題になりますのが、1つは公社は完全に免責されるのかという問題ですが、これにつきましては、この前にもご説明しましたように、別途その分を県に払ってくださいというように、埋め合わせるような形で弁済合意書を結びました。これは今回の資料の67ページですが、その図のように免責的債務引受をした上で、造林公社が将来伐採収入を得た場合、滋賀県が求償をしてそれを弁償する、つまり、今まででしたら、直接造林公社の収入で公庫に返していたわけですが、その代わりに県が全部返すので、その埋め合わせを公社から県に下さいという契約を結ぶことで、それを補う形をとっているということがございます。

もう1点は、公社に対する財政援助が国からあります。これはどのようなものかと言いますと、公社が借金を返すのにその借金の利子分を県が負担する場合、滋賀県の場合ですと、滋賀県が公社に対する貸付金の利子を免除する、あるいは公社が公庫に返す借金の利子の部分を県が補給してあげる場合に、総務省が地方財政措置としましてその分の一部を交付税に組み入れる制度が設けられました。これにつきましては、当然ながら公社が返さなくなれば、その制度が適用できなくなります。この前もご説明しましたが、総務省と林野庁と府県の代表とが一緒にやっております経営対策等の会議の中でも議論させていただいた上で、今年からそのように県が立て替えた場合でも、その措置は適用する、というように変わりましたので、その分についても一応フォローができていくという形になります。

(委員長)

私は、重畳的であれ免責的であれ、どちらにしても間違いだと思っているのです。滋賀県が負担することに変わりがないわけですから。払えなくなれば、滋賀県が全部面倒を見ますというような点では変わらないわけで、どちらにしても、今の状況から公社が全部払える見通しはないわけですから、そうなれば滋賀県の負担になる。どちらにしても駄目なので、ここで言いたいことは、そういうことは既に分かっていることですから、どちらを選択するかということは、そのときの右か左か、1か2かという選択があったのかもしれませんが、もう1つ前の段階の選択として、責任は滋賀県に全部あるわけではないのに、なぜ滋賀県が全部負担しなければいけないのか、というところから出発をするという戦略がなかったのではないかということ、ここでは問題にしたかったのです。

実際にこの検証委員会で、ずっと検証して行って、実際、最初の第2回目からの議論くらいから出ていましたように、これはやはり国や公庫に責任があるのではないかということは、多分、問題のことをちょっと調べてみれば分かるわけですので、そこで早い時期からその問題点をしっかりと示して、国や公庫と交渉をやるのと同時に、例えば、それをもっとメディアに出して行って、マスコミや世論を味方に付けて、国と戦うとか、そういうことがここで言う気迫だと私は思っています。それが無かったということが悔やまれるというか、県という自治体として残念だということです。

返さなければいけないことが確定している時に、どうやって返すかという点では、いろいろ検討されたし、いろいろあったのは分かりますが、それだけで終わってしまって、これだけがんばりましたと言われても、「ええっ」という気持ちが残ってしまうというのが県民感覚ではないかと思って、このようなまとめ方をしたのです。県の努力は十分理解しているつもりですし、こういう事態に追い込まれて相当いろいろなことを検討され、いろいろなところと交渉してやられたということも、それなりに理解をしているつもりではあるのですが、それは最後の最後で、追い込まれてからの対応ということだと思います。

さっき言った意味での気迫がないという一番の典型が、総務省に違法性があると言われたら、ああそうですかと言ってしまったことだと、それが気迫の無さの現れではないか。裁判まで持って行って、国と喧嘩するくらいでもよいのではないかと、私は個人的には思っています。個人的見解ですが。

おそらく、この書き方は県としてお読みになった場合は、不満が残るとか、正当な評価がされていないというご意見があるかと思えます。それは、私もそう思いながら書いていますので、県としてこのように言われたらその通りで、反論の余地がないというわけではないと思います。その意味で委員会としてご判断を仰がないと、私のいくら責任だと言いながらも、やはり皆さんのところにもご迷惑をかけるかと思えますので、いかかでしょうか。

(委員)

やはりもう少し、柔らかい言い方でもよいと思います。

それと、国と公庫の責任、要するに借金をもう少し少なくするネゴをもう少ししろというようなことなんですね。そういうところが少し欠けていたという程度の書き方で

よいのではないかと思います。委員長がこれでと言われればそうですけれども。もう少しそこにもうちょっと。今なら橋下知事など、沢山いますが、今の時代だからそうなのかなという気はしないでもないです。そういう面での交渉の余地があったというようなニュアンスでよいのではないかと思います。

(委員)

確かに、20世紀スタイルならもう少し柔らかい言い方になっていたのかも知れません。しかし、新しいスタイルを作っていく、つくって行かねばならないという時に、委員長私案の一番最後のところに「という行政スタイルが採られることを期待する」とありますが、「気迫がない」と強く言っていいのではないのでしょうか。市民的公共性の方がある種のイニシアティブを取っていくということなら、言い切るべきです。もっとすべてをオープンにしながら、ガバメントからガバナンスへと進むのが、大事ですから。そういう場が出来てこそ、造林公社問題などの、こういった危機が突破されていく。国の何百兆円もの将来世代からの借金という財政的危機についても、同じことが言えるのではないのでしょうか。このような慢性的借金、債務の体質や構造を、どこでどう直していくか。広く国民のみなさんがなるほどと思うことを発信できるとすれば、委員長のよいうに書き切らないと駄目、言い切ってこそ、と思います。

(委員長)

書き切るにも表現の仕方とか工夫があるかと思いますので、両委員の考えを足して2で割るような感じでいきたいと思います。今出ました意見を参考に、何らかの手直しをしたものを最終的に案としてお出ししたいと思います。

(委員)

今の県の中には県議会も入っておりますか。県議会が入っていると、県民の代表ですので。そのへんが少し難しいところです。

(委員長)

この間の議会での論議をもう一度ちゃんと確認をしてみますが、重畳的債務引受でいくとなつて、予算が出て、議会に一旦かけたところまでいっていますね。そこでの論議はどうでしたでしょうか。これを議案として引き込めるという話になった時に、議会の反応というものを確認していなかったのですが。

そこは未確認ですので、それでなにか言い方を変えないといけない場合を含めて、ちょっと検討させていただきます。

それと、最後の12ページから13ページの結論について、初めて見ていただくのですが、論議していただいたことの繰り返しを結論ということで、もう一度言っているわけです。ですから、先程いただいたご意見に沿ってここの表現が変わる可能性があるという部分なんです。委員からのご指摘もあったように、この辺の書き方も、県は全く無能でろくな事をしていないというような、そこまでは言うつもりはありません。そういうことを踏まえて、少し表現を変えたいと思うのですが、基本的な認識とし

て、もう少し県としての方針や政策をしっかりと持って、国や公庫に対して論争を挑んでも負債を圧縮していくとか、責任に応じた分担をするというような戦略をもって対応できるだけの県であって欲しいというようなことを言いたいのですが。そういうことを言うこと自体は、お認めいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。それができていなくて、けしからんというところまでは、今回言うかどうかは別ですが、そういう期待の部分を使って、最後のところに、先程委員もおっしゃっていましたが、新しい行政スタイルというものを生み出す1つのきっかけにしないといけないのかなど。単に反省ばかりしているのではなくて、というようなところにつなげていければと思っています。

(委員)

引き受けるということについて、滋賀県民として、滋賀県というものを見た時に、気になっているのは、滋賀県職員が、県民一人一人の顔が浮かんでいたかどうかというところが、一番気になっています。県として引き受けるという時に、本当に一人一人の、先程、発言あったように、あんな山の上に植えてどうするのかと、言っていた人たちの顔を思い浮かべて本当に引き受けたのかということに関心があります。この引き受けた、ということは、先程の話で言えば、県が本気で謝りに行かなければならないということと直結するように思えます。それくらいの覚悟を持って引き受けたのだったら、本当にすみませんでしたと心から謝りに行けると思うのですが、本当にそうなのかと思っています。

委員会の意見は、がんと書いて、県民一人一人の顔が見えるような滋賀県になって欲しいという期待を込めて発言をさせていただきます。

(委員)

言われていることはよく分かるのですが、問題を先送りにしなかったというところをやはり評価してよいのかなと思っています。

例えば、他の県は問題を先送りしているわけですね。実際に木を伐って、そのお金で返すというスタンスで行っているわけですね。それでは必ず破綻するわけです。だから、そういう意味で滋賀県が先鞭をつけられて、結果として県民に負担を負わずという結果になってしまったのですが、それはそれで評価するべきだと思います。他の県では、全部先送りしているということを考えると、この問題は他の県にもおよんでくると思うのです。その時に、滋賀県は先にやったことによって損をするかもしれないが、先送りをしなかったということに対しては、私は評価するべきだと思いますし、そこはちょっと付け加えて欲しいな思います。

(委員長)

分かりました。おっしゃることももっともだと思いますので、そういう点での評価をした上で、そういうことを決断する時に、県民一人一人の顔を思い浮かべながら、それをやって、それを一人一人に対して責任を負うのだというそういう意識があったのかどうかというところが、最終的には問われるというような、そのような感じのまとめ方

をしたいと思います。

(委員)

やはり、全部をそもそも論ではいけないと思いますが、先程、先生がおっしゃっていましたが、今日のご発言があったように、なぜ私の山がこのようになってしまったのかという思いを持っている方が沢山おられると思うのですね。もちろん、政策上は、よいと思ってやったことになるのかもしれませんが、それでも様々な矛盾が多々あったというのは、場面、場面で沢山あったはずで、そのことに対して、最終的に今は全部お金の問題として、借金という県民負担という問題に集約されていますが、そもそも山にこのようなことをしてよかったのかという思いがあり、それでも国の政策として流れとして作られていったということは、第三者的にどうしてもそのように見えるという部分があると思うのですね。

それを県が全部責任を負う、結果的に当事者が県ですというところがそもそもよく分からないというか、流れとして、当時は国という強さの中で、一斉に日本中がやったというのはあるのではないかという思いがずっとあり、そこにおいては、やはり委員長が書いていただいているようにおかしいでしょう、ということをお国に対して言って欲しい。県が引き受けますというだけではなく、そもそもおかしかったですよね、という確認を県にしてもらわなかったら、誰がするのかというふうに思ってしまうので、1つ1つは強く書いて欲しいなと思います。

(委員長)

分かりました。県の責任というよりは、県に期待する部分ということで、今の委員のご指摘も是非書き込みたいと思います。

それでは、予定時刻をだいぶ過ぎていますので、今日いただきましたように、2部については大変大きな宿題いただきましたし、逆に宿題を投げかけてしまったような気もするのですが、2部の検討と、それから1部につきましてはただ今いろいろご意見を伺いまして、それから県の方のご意見も伺いましたので、それを踏まえまして、もう一度案を練り直したいと思います。

今後、報告の素案を作成して、これは主として事務局の方に作業をお願いするわけですが、各委員にご覧いただきたいと思います。その際には、本日、傍聴者からいただいたご意見であるとか、書面でいただきました意見につきましても、可能な範囲で答えることもあるかと思えますし、あるいは参考にさせていただきたいと思えます。その上で、委員からのご意見を聞いて、さらに修正し報告案として、次回の委員会に諮りたいと思えます。次回の委員会までに、いろいろ作業がありまして、事務局にはしばらく負担をかけますがよろしく願います。

そういうことを含めまして、次回以降の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

次回は、7月24日午前10時から同じ会場を予定していますので、よろしくお願

いします。

委員長の方からお話がありましたように、今日のご意見を踏まえまして修正したものを、委員の皆さんにお送りした上で、それをご覧いただき意見をいただいたもので、再度委員長と相談して直した上で、それを報告案という形でお出しできればと思います。先程のお話で、いくつかお願いがございまして、1点は、委員、委員には誠に恐縮ですが、林業、森林について是非お知恵を拝借したいと思ひまして、個別にご相談に伺わせていただくことも含めまして、是非お願いしたいと思ひますので、全てにおいて専門的な点で間違っている点を教えていただければと思ひております。その上で、2部の構成ですが、先程、委員長からお話があったが、どういう扱いにするかにつきまして、これは先に委員長とご相談をさせていただきたいと思ひております。その上で、先程の報告の構成案の中にありますように、そもそも1千億円の債務があつてのということが書いていないのではないかという話もありましたが、1部のもう1つ前に検証委員会をこのような形で設置されて、こういうものですよということを書かないといけない、何でこのような検証委員会をやらなければいけなかったのかということを書かなければいけないと思ひます。それからもし書いていただけるなら「おわりに」というものがあるのかと思ひておひまして、それ以外に附属資料として何を付けるかということもありますので、この辺も含めて、まとめてお出ししてご覧いただけるように、次回はしたいと思ひております。またご協力の程、お願いしたいと思ひます。

(委員長)

それでは、今ご説明がございましたように進めていくことでご了承いただけますでしょうか。委員、委員よろしくおひします。

では、他に何か委員の皆さん、事務局からございますか。

(特になし)

よろしければ、本日の議事は以上で終了しますので、事務局にお返しします。

4. 連絡事項

(事務局)

次回の開催は、先程も申し上げましたように7月24日の10時から、今回は2時間という短い時間ですが、よろしくおひします。以上でございます。

5. 閉会